

## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第14条第1項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成することとされている。今般、同条第3項及び第4項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第5項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

### 1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- (1) これまで実行計画（※）として、273項目を作成し、113項目が対応済みとなった。
- (2) 令和3年4月以降は、7項目が対応済みとなり、輸出先国・地域の規制への対応が進展している（対応済み項目は別紙1を参照）。

※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行前の工程表を含む。

### 2. 実行計画の変更

本年5月に取りまとめた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」の内容の反映、輸出先国・地域との協議や輸出施設の認定など新たに43項目を追加し、実行計画を変更・公表する（追加項目は別紙2、変更した実行計画は別紙3を参照）。

（参考）変更後の実行計画の概要

|     |                  |     |          |
|-----|------------------|-----|----------|
| I   | 輸出先国・地域との協議への対応  | ・・・ | 73項目     |
| II  | 輸出を円滑化するための対応    |     |          |
| 1   | 施設認定             | ・・・ | 68項目     |
| 2   | その他              | ・・・ | 13項目     |
| III | 事業者・産地への支援に関する対応 | ・・・ | 48項目     |
|     |                  |     | 合計 202項目 |

令和3年4月以降に実行計画として  
対応済みとなった項目の一覧

| 対象国・地域 | 措置した事項  | 項目数 |
|--------|---|-----|
| シンガポール | 原発事故に伴う福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品にかかる放射性物質検査報告書の撤廃  | 1   |
| タイ     | パラコートやクロルピリホスの規制強化<br>〔タイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止したため、輸入食品からの同物質の規制が強化された。このため、タイに輸出する事業者等へ規制情報の周知及び当該規制の対応に活用できる国の支援策の紹介等の対応を行った〕 | 1   |
| 香港     | 卵製品加工施設の認定<br>(農事組合法人香川ランチ (宮崎県))   | 1   |
| 米国     | 水産食品加工施設の認定<br>( (株) 丸石沼田商店 (青森県))  | 1   |
| カナダ    | 小麦粉含有食品にかかる規制<br>〔カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることが義務付けられたが、強化小麦を使用しない日本のカレールウ及びシチューミックスについて、協議の結果、輸入が許可された〕  | 1   |
| EU     | 水産食品加工施設の認定<br>(マルカイチ水産 (株) (北海道)、ファームチョイス (株) (熊本県))   | 2   |
|        | 合計  | 7   |

## 実行計画への追加項目の一覧

## I 輸出先国・地域との協議への対応

| 対象国・地域      | 対象となる事項  | 項目数 |
|-------------|--|-----|
| 中国          | 水洗い羽毛に関する新たな措置への対応<br>〔 中国向けに輸出を行う水洗い羽毛について、施設登録が必要となるため、施設登録の要件を確定し、登録に向けた作業を行う 〕 | 1   |
| カナダ         | いちごの輸出解禁   | 1   |
| EU<br>ノルウェー | 飼料用魚油の輸出<br>〔 EU及びノルウェーへの飼料用魚油の輸出要件を確認し、施設認定要綱の改正を行う 〕                             | 1   |

## II 輸出を円滑化するための対応

## 1 施設認定

| 対象国・地域               | 対象となる事項   | 項目数 |
|----------------------|---|-----|
| シンガポール<br>ベトナム<br>香港 | 豚肉処理施設の認定<br>(日本フードパッカー(株)(北海道))  | 1   |
| シンガポール<br>台湾<br>EU   | 食肉製品製造施設の認定<br>(株)クイックス(福岡県)  | 1   |
| シンガポール<br>台湾         | 牛肉処理施設の認定<br>(株)熊本中央食肉センター(熊本県)   | 1   |
| 米国                   | 水産食品加工施設の認定<br>(株)丸正(北海道)、(株)ヤマイチ水産(北海道)、(有)秋田水産(北海道)、(株)小林商店(北海道)、(株)オカムラ食品工業(青森県)、(株)マルイチ水産LTD(青森県)、(株)中外フーズ(福島県)、(株)ヤマイチ(茨城県)、(株)まるい(千葉県)、(株)ヨンキョウ(神奈川県)、(株)いまる井川商店(静岡県)、山福水産(株)(静岡県)、森松水産冷凍(株)(愛媛県)、(株)宇和島プロジェクト(愛媛県)、愛媛県漁業協同組合(愛媛県)、(株)愛南サン・フィッシュ(愛媛県)、(株)土佐マリンベース(高知県)、(株)ポニト食品(鹿児島県)、(株)カネモ鰹節店(鹿児島県)、立石水産(株)(鹿児島県)、三福水産(株)(鹿児島県) | 21  |
| 米国<br>EU             | 水産食品加工施設の認定<br>(松岡水産(株)(千葉県))   | 1   |
| EU                   | 水産食品保管施設の認定<br>(株)明豊(宮城県)   | 1   |

## 2 その他

| 対象国・地域 | 対象となる事項  | 項目数 |
|--------|--|-----|
| タイ     | <p>食品製造施設への衛生基準適合の証明書の要求</p> <p>〔 タイ向けの食品製造施設にタイ保健省が定める衛生基準に適合していることの証明書が必要となるため、証明書様式の協議及び国内の証明書発行体制を整備する 〕</p> | 1   |

### Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

| 対象国・地域 | 対象となる事項  | 項目数 |
|--------|--|-----|
| 全般     | <p>輸出先国・地域における政府の支援体制の強化</p> <p>〔 シンガポール、タイ、台湾、中国、ベトナム、香港、米国、EUの各国・地域において、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）の組織化に向けた具体的な検討、在外公館への農水アタッシェの配置強化、輸出アドバイザー制度の創設等を行う 〕</p> | 8   |
| 全般     | <p>新品種や農業技術等の知的財産の保護・活用</p> <p>〔 農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産について、不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインの作成等を行う 〕</p>   | 1   |
| 全般     | <p>和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理</p> <p>〔 和牛遺伝資源について、譲渡契約の締結を促進するとともに、家畜人工授精所への立入検査を実施する 〕</p>  | 1   |
| 全般     | <p>日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定</p>   | 1   |
| 全般     | <p>流行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASをコメ、メロンなどで制定</p>  | 1   |
| 全般     | <p>食体験コンテンツ等による日本の食や食文化の発信</p> <p>〔 海外の消費者への日本産食材の魅力や調理方法等の情報発信等を実施する 〕</p>  | 1   |

合計

43

# 農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

---

農林水産物・食品輸出本部

令和3年7月28日

## 目 次

|                      |            |       |         |
|----------------------|------------|-------|---------|
| I 輸出先国・地域との協議への対応    | ・ ・ ・ ・ 3  | 73項目  | } 202項目 |
| II 輸出を円滑化するための対応     |            |       |         |
| 1 施設認定               | ・ ・ ・ ・ 21 | 68項目  |         |
| 2 その他                | ・ ・ ・ ・ 32 | 13項目  |         |
| III 事業者・産地への支援に関する対応 | ・ ・ ・ ・ 37 | 48項目  |         |
| (参考)                 | ・ ・ ・ ・ 54 | 116項目 |         |

## I 輸出先国・地域との協議への対応

## 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

### I 輸出先国・地域との協議への対応

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項                  | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣   |
|----|--------|--------------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|--------|
|    |        |                          |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |        |
| 1  | インド    | りんごの輸出解禁                 | 日本産りんごの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。<br>現在、日本から提出した情報を基に検査措置をインド側で検討中。<br>2019年12月に、インド側からトライアル輸出の許可が発出。<br>2021年1月、事業者によるトライアル輸出が終了。インド側で国内手続きを実施中。 | 【対応方針】<br>・農水省は、インドに対して進捗を定期的を確認し、インド側での国内手続きの早期完了を促す   |    |    |     |     |       | 1億円   | 農林水産大臣 |
| 2  | インド    | スギの輸出解禁                  | 日本産スギの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。<br>現在、日本側でインド側から提出のあった情報を基に検査措置を検討中。   | 【対応方針】<br>・農水省は、インド側から提出のあった情報の検討が終わり次第、検討結果を速やかに提出する   |    |    |     |     |       | 10億円  | 農林水産大臣 |
| 3  | インド    | なしの輸出解禁                  | 日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。<br>現在、日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。  | 【対応方針】<br>・インド側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する   |    |    |     |     |       | 0.06億円  | 農林水産大臣 |
| 4  | インド    | 食品への必要事項の記載方法（ステッカー貼付禁止） | ・日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載しなければならないが、ステッカー貼付は認められない。<br>・インド食品安全基準庁（FSSAI）や在京大使館に継続して働きかけを行っている。                                  | 【対応方針】<br>・農水省は、在インド大使館と連携しつつ、ステッカー貼付の認可に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インド食品安全基準庁（FSSAI）に改正を働きかける<br>・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う |    |    |     |     |       | 3.5億円<br>（加工食品の対インド輸出額：2020年6.7億円、2019年4.4億円） | 農林水産大臣 |

注：輸出可能性欄に示す◇は、対象事項に対応しない場合の輸出の減少見込額であることを意味している



| No | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣   |
|----|--------|--|---|---|----|----|-----|-----|-------|--|--|
|    |        |  |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |  |
| 5  | インド    | 輸入時に賞味期限までの残存期間が60%以上（又は3か月のいずれか短い期間）が必要という輸入規制の緩和   | インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%（又は3か月のいずれか短い期間）以上必要という規制（60%残存ルール）を設けている。このため、賞味期限が短い食品（菓子類、一部の調味料等）は、2か月程度要する船便では、インド到着時に既に賞味期限60%残存ルールを守ることができず、航空便でしか輸出できない。さらに同規制の60%残存を計算するためには、賞味期限だけでなく、期間全体の起算点となる製造年月日が必要となるものの、日本では製造年月日の表示義務もないため、同期間を正確に算定できず、農林水産物・食品を輸出できない場合がある。 | 【対応方針】<br>・農水省は、外務省や経産省等と連携しつつ、インドに対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく<br>・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う   |    |    |     |     |       | 3～5億円<br>（東南アジア（シンガポール（星）、フィリピン（比））への菓子（米菓除く）の輸出額の1/2程度に、その他の賞味期限が短い食品（調味料等）の輸出増加見込額を加えた推計。<br>参考：菓子（米菓除く）輸出額：2020年インド0.4億円、星8億円、比5億円、調味料輸出額：インド2020年0.6億円、2019年0.4億円） | 農林水産大臣   |
| 6  | インドネシア | 原発事故に伴い、<br>・全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求<br>働きかけの結果、順次緩和され、2020年5月20日以降は、7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）産の加工食品、牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に放射性物質検査報告書を要求またはインドネシアにて全ロット検査 | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しインドネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。  | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）  | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>財務大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 7  | インドネシア | 4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録   | ・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。<br>・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。  | 【対応方針】<br>・農水省は、在外公館と連携しつつ、新品目の追加登録に向けて引き続き情報収集を行うとともに、インドネシア農業省に働きかける  |    |    |     |     |       | 0.07億円<br>（4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円）   | 農林水産大臣   |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣   |
|----|--------|--|--|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|
|    |        |  |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |  |
| 8  | インドネシア | 生産国認定の継続、認定品目の拡大   | <p>・インドネシアに植物由来の生鮮食品を輸出するには、以下のいずれかの対応が必要。</p> <p>①日本国内検査機関（インドネシア政府への登録が必要）によるロットごとの化学物質等の残留検査結果の提出</p> <p>②日本での青果物等の安全確保システムが、インドネシア政府から認定されること（生産国認定）</p> <p>・現在、生産国認定を受けているのは「りんご」のみ。2020年10月に承認の延長申請を行い、2021年5月に延長承認を受けた（有効期限2024年5月6日）。</p> <p>・認定品目の拡大に向け、「もも」「ぶどう」について新規認定の申請手続中。</p> <p>・生産国認定の取得により、全ロット検査が不要になるほか、輸入港として利用が禁止されているジャカルタ至近のタンジュン・プリオク港が利用可能。</p> | <p>【対応方針】</p> <p>・農水省は、もも・ぶどうの生産国認定の新規申請に着手</p> <p>・もも・ぶどうの認定申請後、農水省は在外公館と連携しつつ、インドネシアに対し早期の審査実施への働きかけを行うとともに、インドネシア側の追加資料等の要請があれば、速やかに対応する</p>   |    |    |     |     |       | <p>りんご0.15億円<br/>（対インドネシア輸出額 りんご：2020年0.24億円、2019年0.79億円）</p> <p>もも0.14億円<br/>（対インドネシア輸出額 もも：2020年0.01億円、2019年0.05億円）</p> <p>ぶどう0.08億円<br/>（対インドネシア輸出額 ぶどう：2020年 -、2019年0.08億円）</p> | 農林水産大臣   |
| 9  | 韓国     | 原発事故に伴い、福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止・16都道府県の水産物及び13都府県の輸入停止対象品目以外の食品等の放射性物質検査証明を要求 | <p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p>  | <p>【対応方針】</p> <p>・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</p> <p>・外務省は、バイ・マルチといった様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施</p> <p>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施</p> <p>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施</p> |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>財務大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 10 | 韓国     | 牛肉の解禁協議  | <p>・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。</p> <p>・2013年8月、韓国当局から輸入リスク分析を開始する旨通知。</p> <p>・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。</p> <p>・2020年3月、日本から回答書を提出。</p>  | <p>【対応方針】</p> <p>・韓国から追加質問・追加資料要求があれば対応</p> <p>・厚労省及び農水省は現地調査を受入、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表</p>   |    |    |     |     |       | 41.3億円<br>（2018年の香港向け牛肉輸出実績）<br>（韓国の名目GDPは香港の約4倍）   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                                   |
| 11 | 韓国     | 豚肉の解禁協議  | <p>・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。<br/>（輸出再開に向け要請を継続）</p> <p>・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。</p>  | <p>【対応方針】</p> <p>・農水省は豚熱の国内清浄化を目指す</p> <p>・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付</p> <p>・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ</p> <p>・厚労省及び農水省は輸出条件・衛生証明書の合意</p> <p>・厚労省は輸出施設の認定</p>  |    |    |     |     |       | 1.2億円程度   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                                   |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣                                       |
|----|--------|--|--|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|
|    |        |  |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |  |
| 12 | シンガポール | 鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。                         | シンガポール政府は、認定権限の委譲の条件として、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であること、再度の現地調査の実施が必要である旨説明。   | 【対応方針】<br>・輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する<br>・鶏卵については農場登録が必要であり、これについても農水省が認定する仕組みとなるよう、上記協議と併せて対応する  |    |    |     |     |       | 鶏肉<br>0.01億円程度<br>鶏卵<br>0.02億円程度  | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣                           |
| 13 | タイ     | かんきつ類の条件変更(薬剤処理の代替措置)                                      | 日本産かんきつ類の薬剤処理の代替措置について、タイからの要請とともに協議。<br>現在、日本から提出した情報を基にタイ側で代替措置について検討中。  | 【対応方針】<br>・タイ側の要請があれば、農水省は、タイ側の代替措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する   |    |    |     |     |       | 0.26億円<br>(対タイ輸出額：<br>2018年0.31億円、<br>2017年0.17億円)                        | 農林水産大臣                                     |
| 14 | タイ     | 玄米の輸出解禁  | 日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。   | 【対応方針】<br>・タイ側の要請があれば、農水省は、タイ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する  |    |    |     |     |       | 1,500トン、4億円   | 農林水産大臣                                     |
| 15 | 台湾     | 原発事故に伴い、<br>・福島等5県の全ての食品を輸入停止<br>・一部の都府県の一部の品目に放射性物質検査報告書等 | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。                                       | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる機会におけるハイレベルでの働きかけ及び日本台湾交流協会等も活用した働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施  |    |    |     |     |       | 486億円(※)の内数<br>(※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額) | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 16 | 台湾     | 台湾の新たな法令に対応する新たな水産物の衛生証明書が必要                               | 日台双方の窓口機関間で日本の衛生証明書案について協議し、台湾側から同意の旨回答を得ているが、2021年5月、台湾側から新たな衛生証明書に関する法令施行の時期は見通しが立っておらず、動きがあれば改めて通知するとの連絡があった。 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">農水省は、台湾側の動きを踏まえ、都道府県等と連携して証明書発行体制を検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">農水省は、台湾側の法律施行日を確認後、取扱要綱を制定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">衛生証明書を添付し、輸出を開始</div> |    |    |     |     |       | 220億円 <sup>◇</sup><br>(水産物の対台湾輸出額：2020年202億円、2019年185億円)                  | 農林水産大臣                                     |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項   | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣   |
|----|--------|---|--|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|
|    |        |   |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |  |
| 17 | 台湾     | 豚肉の輸出再開（施設認定権限）及び豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年11月、豚熱発生に伴い、台湾は日本からの豚肉の輸入を停止。</li> <li>・豚肉の輸出再開に向けて、地域主義の適用を累次に渡り要請。</li> <li>・2019年10月、豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁を台湾に要請。</li> <li>・2020年3月、台湾から要請されたデータを提出。</li> </ul> <p>以降、累次に渡り、台湾に加熱食肉製品の輸出解禁の迅速化を要請。</p>                               | <b>【対応方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生鮮豚肉の地域主義の適用について、農水省は台湾側と協議を継続（No. 19参照）</li> <li>・生鮮豚肉の輸出再開に当たっては、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、台湾側と協議</li> <li>・厚労省及び農水省は、豚肉を原料とする加熱食肉製品（海外産原料を含む）の輸出について台湾側と協議</li> </ul>                                      |    |    |     |     |       | 生鮮豚肉：0.5億円<br>（対台湾輸出額：2018年0.3億円、2017年0.5億円）<br>加熱食肉製品：1.8億円<br>（2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績） | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣                                   |
| 18 | 台湾     | 30か月齢以上の牛肉の輸出不可   | <p>米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年5月、厚労省と農水省は台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成し台湾側に提出。</li> <li>・2020年8月に提示された追加質問に対し、同年9月に回答。</li> </ul> <p>以降、累次に渡り、台湾に月齢制限の撤廃に関する作業の迅速化を要請。</p>   | <b>【対応方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省及び農水省は、台湾側からの評価結果を得られたら、これに基づき、日台双方の窓口機関を通じて台湾側と協議を実施</li> </ul>   |    |    |     |     |       | 4億円程度   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                                   |
| 19 | 台湾等    | 畜産物の輸出における地域主義の適用の拡大                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱が発生した場合には、日本全体からの輸出が停止となる。</li> <li>・高病原性鳥インフルエンザについては、香港、マカオ、ベトナム及びシンガポール、豚熱については、香港、マカオ、タイ、シンガポール、ベトナムとの間で地域主義の適用を達成。</li> <li>・台湾との間で高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に関する地域主義の適用について協議中。2020年11月の国内での鳥インフルエンザ発生について台湾に通報。</li> </ul> | <b>【対応方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の収束及び清浄化を図りつつ、地域主義を適用している国・地域との間でこれが維持されるよう、疾病の発生状況国内の防疫措置について情報提供</li> <li>・清浄化実現後、台湾を含め地域主義を適用していない国・地域に対し、地域主義の適用について協議を実施・再開</li> </ul>   |    |    |     |     |       | —   | 農林水産大臣   |
| 20 | 中国     | 原発事故に伴い、<br>・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止<br>・その他道府県の証明書添付 | <p>農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し中国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。</p>  | <b>【対応方針】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</li> <li>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施</li> <li>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施</li> <li>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施</li> </ul> |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）             | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>財務大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項          | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |                  |
|----|--------|------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|-------|--|------------------|
|    |        |                  |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |  |                  |
| 21 | 中国     | 牛肉の解禁協議          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> <li>・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。</li> </ul>  | <b>【対応方針】</b><br>厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施<br><br>日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ：<br>①中国側による、我が国の食品安全システムの評価<br>②牛肉に係る輸出条件の設定<br>③輸出施設の認定・登録 |    |    |     |     |       |       | 41.3億円<br>(2018年の香港向け牛肉輸出実績)<br>(中国の名目GDPは香港の約35倍) | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 22 | 中国     | 鶏肉の解禁協議          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。</li> <li>・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。</li> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> </ul> | <b>【対応方針】</b><br>・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議<br>・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施   |    |    |     |     |       |       | 11.4億円<br>(2018年対香港鶏肉輸出額)                          | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 23 | 中国     | 鶏卵の解禁協議          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。</li> <li>・2018年4月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。</li> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> </ul> | <b>【対応方針】</b><br>・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は中国側と協議<br>・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施   |    |    |     |     |       |       | 15.2億円<br>(2018年対香港鶏卵輸出額)                          | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 24 | 中国     | 乳・乳製品の解禁協議       | 輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検疫協定に署名。</li> </ul>   | <b>【対応方針】</b><br>・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ<br>・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施   |    |    |     |     |       |       | 25.5億円<br>(2018年対香港牛乳乳製品輸出額)                       | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 25 | 中国     | 精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定 | 中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。  | <b>【対応方針】</b><br>・更なる追加指定に向け、農水省は、検疫条件の一部変更について中国との協議を実施   |    |    |     |     |       |       | 5,000トン、20億円                                       | 農林水産大臣           |
| 26 | 中国     | ぶどうの輸出解禁         | 日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。   | <b>【対応方針】</b><br>・農水省は、中国との協議を実施   |    |    |     |     |       |       | 0.16億円   | 農林水産大臣           |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣                                       |        |
|----|--------|--|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|--------|
|    |        |  |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |  |        |
| 27 | 中国     | 畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的証明書の提出を義務付ける意向を表明 | 中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。   | 【対応方針】<br>・農水省及び財務省は、引き続き中国の状況を注視   |    |    |     |     |       | 1110億円◇<br>(畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額；2020年1082億円、2019年1055億円) | 農林水産大臣<br>財務大臣                             |        |
| 28 | 中国     | 新規魚種登録等  | 中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。   | 中国側からの質問等に対応しつつ、継続協議  |    |    |     |     |       | 魚種登録完了  | 8億円程度(新規登録希望魚種の輸出入見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計) | 農林水産大臣 |
| 29 | 中国     | 日本漁船による水産物の中国向け直接輸出                                      | 日本漁船から日本国内を経由せず、中国に水産物を輸出する場合の衛生証明手続については、二国間で合意できていない。   | 中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議   |    |    |     |     |       | 農水省は、中国側から回答があり次第、証明書発行体制を構築                                  | 3.5億円程度(業界団体推計)                            | 農林水産大臣 |
| 30 | 中国     | 中国向け水産物輸出の円滑化(中国の食品(特に水産物)に対する輸入検疫強化への対応)                | 中国政府の新型コロナウイルス(COVID-19)に関連した厳しい輸入措置により、通関が滞っているという事例が発生している。厳しい輸入措置については、中国当局に対して、科学的根拠のない不当な措置はとらないよう各国とも連携しつつ随時申し入れを行っている。 | 【対応方針】<br>・引き続き、科学的根拠のない不当な措置をとらないよう各国とも連携しつつ申し入れを行っていく                       |    |    |     |     |       | 313億円◇(水産物の2020年対中輸出額)  | 農林水産大臣                                     |        |
| 31 | 中国     | 中国向け輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検                                 | 中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設(認定施設等)について、衛生要件の点検が求められた。自主点検、必要書類の提出が終了した認定施設等から順次、衛生証明書発行機関による現地調査を実施。                             | 点検の結果に基づき、認定施設リストの更新を中国政府に要請  |    |    |     |     |       | 中国側が認定施設を更新   | 313億円◇(水産物の2020年対中輸出額)                     | 厚生労働大臣 |
| 32 | 中国     | ペットフード解禁協議   | 中国側の専門家による現地調査を受け輸出施設が登録される必要がある。   | 【対応方針】<br>・農水省は、中国当局に対して現地調査の早期実施を促す<br>(・現地調査の結果等を踏まえ、中国当局により対中輸出可能施設が決定される) |    |    |     |     |       | 2億円程度   | 農林水産大臣                                     |        |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項               | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                  | 担当大臣   |
|----|--------|-----------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|--|--------|
|    |        |                       |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |        |
| 33 | 中国     | 中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置  | 2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知。  | 【対応方針】<br>・農水省は、中国側の当該措置に係る情報が不足していることから、情報収集を行い、登録要件を確定する<br>・農水省は、国内の加工施設及び輸出業者に対するヒアリングを実施し、登録に向けた作業を行う |    |    |     |     |       | 4億円程度 <sup>○</sup><br>(2020年実績：4億3千万円) | 農林水産大臣 |
| 34 | 中国     | 「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定 | 2020年末に「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定案として、全ての食品の「輸入食品海外生産企業」について、輸出国当局が中国の登録基準に合致することを確認した上で、海関総署に推薦することが求められる等、過度に貿易制限的かつ非科学的な措置となっているため、日本政府より、必要以上に貿易制限的な措置をとるべきではないとの意見を提出。2020年11月に改定案がTBT通報され、上記対象が全ての食品から特定食品へ変更されたが、科学的根拠なしに対象が広範囲に指定されている点など問題点を指摘し、再考するよう意見を提出。 | 【対応方針】<br>・農水省は在外公館、JETRO等と連携しつつ、中国に対して、必要以上に貿易制限的になる項目等について見直しの要求を継続していく<br>・在外公館及びJETROを通じ、情報収集を行う       |    |    |     |     |       | —                                      | 農林水産大臣 |
| 35 | フィリピン  | いちごの輸出解禁              | 日本産いちごの輸出解禁について、フィリピンからの要請とともに協議。現在、フィリピン側で検疫措置を検討中。   | 【対応方針】<br>・農水省は、フィリピンに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す<br>・フィリピン側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な情報を速やかに提出する                 |    |    |     |     |       | 0.03億円                                 | 農林水産大臣 |
| 36 | ベトナム   | うんしゅうみかんの輸出解禁         | 日本産うんしゅうみかんの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で検疫措置を検討中。   | 【対応方針】<br>・ベトナム側の要請があれば、農水省は、検疫措置の検討に必要な追加情報を速やかに提出する  |    |    |     |     |       | 0.09億円                                 | 農林水産大臣 |
| 37 | ベトナム   | ぶどうの輸出解禁              | 日本産ぶどうの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。  | 【対応方針】<br>・ベトナム側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する   |    |    |     |     |       | 0.2億円                                  | 農林水産大臣 |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項   | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣                               |
|----|--------|---|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|------------------------------------|
|    |        |   |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |                                    |
| 38 | ベトナム   | ももの輸出解禁   | 日本産ももの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ベトナムに対して速やかに輸出解禁を要請する  |    |    |     |     |       | 0.05億円  | 農林水産大臣                             |
| 39 | 香港     | 原発事故に伴い、<br>・福島県産野菜・果物等の輸入停止<br>・4県産野菜・果実等に証明書の添付を要求等 | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。  | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、香港経済貿易代表部訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 40 | マカオ    | 原発事故に伴い、<br>・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等                     | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。   | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施                                  |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 41 | 豪州     | 豪州向けさけ科魚類の検査協議  | 現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から輸出できない。<br><br>シロサケ、アユについて2年間の疾病発生状況調査が必要。<br>シロサケについては、2021年3月まで2年間の調査を実施済。<br>アユについては、2021年3月まで1年目の調査を実施済。2021年6月から2年目の調査を実施中。<br><br>現在、豪州側の書類審査の結果待ち。 | 農水省は、シロサケの疾病発生状況調査について、豪州側から追加の要求があれば対応<br><br>農水省は、アユに関する疾病発生状況調査（2年目）を実施<br><br>農水省は、豪州側からの質問や現地調査に対応   |    |    |     |     |       | 0.6億円程度（業界団体推計、No.42との合計）   | 農林水産大臣                             |



| No | 対象国・地域  | 対象となる事項                               | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣                                       |
|----|---------|---------------------------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|--|--|
|    |         |                                       |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |  |
| 42 | 豪州      | 豪州向け加熱済さけ料製品の検査協議                     | 豪州が規定する加熱済さけ料製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 |   |    |    |     |     |       |  | 農林水産大臣                                     |
| 43 | 仏領ポリネシア | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等          | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し仏領ポリネシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。                         | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</li> <li>外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施</li> <li>経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施</li> </ul>                                   |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）                    | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 44 | 米国      | 原発事故に伴い、日本での出荷制限品目について、県単位で輸入停止       | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。                                 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</li> <li>外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施</li> <li>復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施</li> <li>経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施</li> </ul> |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）                    | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |
| 45 | 米国      | クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要 | 認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。                              | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3者協議の開催</li> <li>事業者は、個別の添加物ごとに米国が求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> </ul>   |    |    |     |     |       | 208億円（加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計）（加工食品の対米輸出額：2020年：524億円、2019年：542億円、2018年：498億円、2017年457億円） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                           |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項                         | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣         |
|----|--------|---------------------------------|--|---|----|----|-----|-----|-------|--|--------------|
|    |        |                                 |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |              |
| 46 | 米国     | メロンの輸出解禁                        | 日本産メロンの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。<br>現在、米国側で規則改正に向けた手続き中（パブリックコメントを2021年5月21日～7月20日の期間で実施中）。  | 【対応方針】<br>・農水省は、米国に対して、規則改正に向けた手続きの早期完了を促す  |    |    |     |     |       | 0.03億円   | 農林水産大臣       |
| 47 | 米国     | ゆず等のかんきつ類の輸出解禁                  | 日本産ゆず等のかんきつ類の輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、米国に対して速やかに輸出解禁を要請する                              |    |    |     |     |       | 0.22億円   | 農林水産大臣       |
| 48 | 米国     | さくらの切り枝の輸出解禁                    | 日本産さくらの切り枝の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、米国に対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す<br>・米国側の要請があれば、農水省は、病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出する |    |    |     |     |       | 0.12億円   | 農林水産大臣       |
| 49 | 米国     | ワインの容量規制の緩和                     | 米国内で流通可能なワインは、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。   | 財務省及び外務省は、日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文に沿って、ワインの容量規制の改正が行われるよう、米国に対して働きかけを継続            |    |    |     |     |       | 1.2億円程度<br>（ワインの対米輸出額：2020年0.2億円、2019年0.03億円）  | 財務大臣<br>外務大臣 |
| 50 | 米国     | ニューヨーク州・カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許 | ニューヨーク州及びカリフォルニア州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望がある。 | 財務省及び外務省は、ニューヨーク州政府及びカリフォルニア州政府の関係当局に対して働きかけを継続   |    |    |     |     |       | 0.68億円程度<br>（焼酎の対米輸出額：2020年2.86億円、2019年3.82億円） | 財務大臣<br>外務大臣 |
| 51 | カナダ    | いちごの輸出解禁                        | 日本産いちごの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リスク評価に必要な情報を準備中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、カナダに対して速やかに輸出解禁を要請する                             |    |    |     |     |       | 0.06億円   | 農林水産大臣       |
| 52 | カナダ    | ももの輸出解禁                         | 日本産ももの輸出解禁について、現在、日本側で検疫対象病害虫を検討中。   | 【対応方針】<br>・農水省は、検疫対象病害虫の検討が終わり次第、検討結果を速やかに提出する  |    |    |     |     |       | 0.01億円   | 農林水産大臣       |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項                      | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣                                       |
|----|--------|------------------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|
|    |        |                              |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |  |
| 53 | メキシコ   | 精米の輸出解禁                      | 日本産精米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、メキシコに対して進捗を定期的に確認し、早期検討を促す<br>・メキシコ側の要請があれば、農水省は病害虫リスク評価に必要な追加的な情報を速やかに提出する   |    |    |     |     |       | 0.6億円   | 農林水産大臣                                     |
| 54 | メキシコ   | 日本産牛肉の輸出環境改善                 | メキシコによる施設査察が必要<br>(※日本産牛肉は2014年2月に解禁済み)   | 【対応方針】<br>・厚労省及び農水省は、既存施設の査察、新規認定施設の追加及び施設認定システムの変更に向け対応を行う   |    |    |     |     |       | —   | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣                           |
| 55 | パラグアイ  | 牛肉の輸出解禁協議                    | ・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。<br>・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。<br>・2021年2月以降、証明書様式や封印について詳細を確認中。                    | 【対応方針】<br>・厚労省及び農水省は輸出条件の設定、証明書様式について協議し、輸出要綱を作成・公表   |    |    |     |     |       | 0.01億円程度  | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                           |
| 56 | ブラジル   | 蒸留酒のメチルアルコール濃度規制             | ブラジルにおいては、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定しているところ、芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しており、芋焼酎をブラジルに輸出できない。 | 財務省等は、これまでに提示した科学的データに基づき、規制緩和を求めするために、ブラジル農牧供給省訓令の改正に向けた要請を継続  |    |    |     |     |       | 0.01億円程度<br>(焼酎の対ブラジル輸出額：2020年0.01億円、2019年0.01億円)                         | 財務大臣                                       |
| 57 | EU・英国  | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等 | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しEU・英国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。   | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 |    |    |     |     |       | 486億円(※)の内数<br>(※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額) | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |

| No | 対象国・地域      | 対象となる事項                               | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣             |
|----|-------------|---------------------------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|---|------------------|
|    |             |                                       |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |                  |
| 58 | EU          | クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要 | 認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。認可申請者（事業者）、厚労省、農水省間で3者協議を開催し、効率的な事業遂行について協議実施。   | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者協議の開催</li> <li>・事業者は、個別の添加物ごとにEUが求める安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> </ul> <p>農水省と厚労省は、必要に応じ事業者の申請支援、技術的指導を行う</p> <p>クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる</p> <p>ベニコウジについては、事業者において、申請に必要なデータ取得を実施する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請（2022年10月を予定）</p> <p>データがまとまり次第、申請に向けた対応を開始</p> |    |    |     |     |       | 49億円（加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計）<br>（加工食品の対EU輸出額：2019年：247億円、2018年：222億円、2017年：207億円） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 59 | EU          | 豚肉の解禁協議                               | 豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、豚熱清浄化の後、EUの求める資料を提出し、再評価を受ける</li> <li>・加盟国協議を経て日本を豚肉輸出可能な国として第三国リストに掲載してもらう</li> <li>・厚労省及び農水省は輸出要綱を改正</li> </ul>   |    |    |     |     |       | 0.25億円程度  | 農林水産大臣           |
| 60 | EU<br>ノルウェー | 飼料用魚油の輸出                              | EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では魚油に当てはまる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、今後、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができるよう協議を行う必要。 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、EU及びノルウェーに飼料用魚油の輸出要件を確認</li> <li>・農水省は、確認できた情報を踏まえ、施設認定要綱の改正を行う</li> </ul>  |    |    |     |     |       | 4億円程度（2020年チリ向飼料用魚油実績：4億円程度）  | 農林水産大臣           |

| No | 対象国・地域    | 対象となる事項                               | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     | 輸出可能性 | 担当大臣  |  |
|----|-----------|---------------------------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|--|
|    |           |                                       |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |       |   | 12月以降  |
| 61 | アイスランド    | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）    | アイスランドの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。              | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣         |
| 62 | スイス       | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）    | スイスの措置は国内法に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。                           | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣         |
| 63 | ノルウェー     | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）    | ノルウェーの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。               | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣         |
| 64 | リヒテンシュタイン | 原発事故に伴い、一部の都道府県、品目に検査証明書を要求等（EU準拠）    | リヒテンシュタインの措置は欧州経済領域（EEA）協定に基づきEUの措置に準拠しているため、EUの輸入規制の撤廃への協力を働きかけ。           | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣         |
| 65 | ロシア       | 原発事故に伴い、一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に検査証明書を要求等 | 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しロシアにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。 | 【対応方針】<br>・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化<br>・外務省は、バイ・マルチといったあらゆる外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施<br>・復興庁は、在京大使館訪問等により、働きかけを実施<br>・経産省は、外交団向け説明会での説明や国際会議等において、働きかけを実施 |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>財務大臣<br>外務大臣<br>復興大臣<br>経済産業大臣 |

| No | 対象国・地域  | 対象となる事項  | 現状  | 対応スケジュール   |  |                           |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |                  |
|----|---------|--|---|--|--|---------------------------|-----|-----|-------|-------|--|------------------|
|    |         |  |   | 7月   | 8月   | 9月                        | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |  |                  |
| 66 | ロシア     | 家きん肉・卵の解禁協議  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち</li> <li>・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。</li> <li>・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求</li> <li>・2019年9月以降、追加質問を複数回受け、これに回答。直近では2020年9月に質問を受け。</li> </ul>  | 【対応方針】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロシアから追加質問・追加資料要求があれば対応</li> <li>・最終報告書の早期提出を引き続き要請</li> <li>・最終報告書が提示されれば、これに基づき、厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を作成・公表</li> </ul> |                           |     |     |       |       | (家きん肉)<br>0.01億円程度<br>(鶏卵)<br>0.02億円程度                                   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 67 | ロシア     | 牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲<br><br>(日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。) | 2015年2月に輸出解禁(2施設)。2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。  | 【対応方針】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省及び農水省は、ロシア側と協議を実施</li> </ul>  |                           |     |     |       |       | 3億円程度  | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 68 | ロシア     | 輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正                                  | ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。<br><br>ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票については既に回答済み。<br>また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要(一部施設については修正済み)。<br><br>2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。 | 農水省は、新規施設登録に関して、ロシア側の検査状況を確認しつつ、日本の監査の早期実施を催促<br>農水省は、ロシアの衛生要件等を整理するとともにロシア側からの監査に対応 | 農水省は、既存登録施設に関して確認した品目種別に基づき、ロシア側にリストの品目種別是正を申し入れ   | 農水省は、ロシア側回答に応じて、日本側リストを更新 |     |     |       |       | 17億円<br>(水産物の対ロシア輸出額：<br>2020年8.4億円<br>2019年13.9億円<br>2018年28.6億円)       | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 69 | サウジアラビア | 水産食品輸出には施設登録・衛生証明書が必要  | 2017年にサウジアラビア食品医薬庁(SFDA)からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していたが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。<br><br>以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済み。<br>2021年6月取扱要綱を策定、公表。  | 登録認定機関による施設認定・衛生証明書発行を準備   | 衛生証明書を添付し、輸出を開始  |                           |     |     |       |       | 8.2億円 <sup>◇</sup><br>(水産物の対サウジアラビア輸出額：2020年6.8億円、2019年8.4億円、2018年9.3億円) | 農林水産大臣           |

| No | 対象国・地域             | 対象となる事項   | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                    | 担当大臣                     |
|----|--------------------|---|---|---|----|----|-----|-----|-------|--|--------------------------|
|    |                    |   |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |                          |
| 70 | GCC諸国              | 全ての食品に衛生証明書が必要となる可能性                                  | クウェート、バーレーン及びカタールは実施を延期。  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、引き続きGCC諸国の状況を注視</li> <li>・必要に応じて農水省は、衛生証明書の発行体制について整備を進める</li> </ul>   |    |    |     |     |       | 65.3億円 <sup>◇</sup><br>(対GCC輸出2020年実績より) | 農林水産大臣                   |
| 71 | 中国<br>台湾<br>シンガポール | フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない。                             | <p>民間フグ団体から、台湾、香港、シンガポール、中国への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけており、現状は以下のとおり。</p> <p>【台湾】求められた質問票に既に回答済で、台湾側からの返答待ち。</p> <p>【シンガポール】衛生主管部局が発行する衛生証明書を添付することにより日本国内で認められているふぐの筋肉のみ輸出可能である。筋肉以外の輸出部位の輸出解禁に向け、協議中。</p> <p>【中国】新規魚種登録を検討中。</p> <p>※なお、香港については、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記3カ国・地域への働きかけを優先。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省、農水省及び外務省は、これまでの協議の状況を踏まえ、解禁見込みのある国・地域に対象を絞りつつ、輸入解禁の働きかけを実施</li> <li>○台湾については、先方の返答を催促し、追加の要求があれば対応</li> <li>○シンガポールについては、筋肉以外の輸出解禁に向け、継続協議</li> <li>○中国については、先方の対応状況を確認し、必要な情報を提供</li> <li>・厚労省は、衛生証明書案に合意できた国・地域から取扱要綱を发出</li> </ul> |    |    |     |     |       | 0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸血量（筋肉のみ）を基に推計）   | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣<br>外務大臣 |
| 72 | 香港、台湾、シンガポール       | 牛肉のスライスされた状態での輸出（現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</li> <li>・現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる（生鮮スライス品、ステーキ個パック商品など）。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省は、各輸出先国の規制の状況を確認</li> <li>・農水省は、各輸出先国への確認状況を踏まえ、事業者の意見を聴取</li> <li>・事業者は、必要に応じて、5者協議等を活用し、施設整備を進める</li> <li>・厚労省は、事業者の意見を踏まえ、自治体関係者と調整し、体制を整備した上で必要に応じて各輸出先国と協議を実施</li> <li>・厚労省及び農水省は、各輸出先国との協議を踏まえ、取扱要綱の改正を検討</li> </ul>             |    |    |     |     |       | 29億円程度（事業者への聞き取り）<br>(No. 72、310の合計)     | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣         |

| No | 対象国・地域    | 対象となる事項   | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性                               | 担当大臣             |
|----|-----------|---|---|---|----|----|-----|-----|-------|-------------------------------------|------------------|
|    |           |   |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                     |                  |
| 73 | 香港、シンガポール | 豚肉のスライスされた状態での輸出<br>(現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</li> <li>・現在の認定処理施設とは別のスライスバックセンター等でスライスされた商品が輸出出来るようになれば、輸出の拡大が見込まれる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚労省は、各輸出先国の規制の状況を確認</li> <li>・農水省は、各輸出先国への確認状況を踏まえ、事業者の意見を聴取</li> <li>・事業者は、必要に応じて、5者協議等を活用し、施設整備を進める</li> <li>・厚労省は、事業者の意見を踏まえ、自治体関係者と調整し、体制を整備した上で必要に応じて各輸出先国と協議を実施</li> <li>・厚労省及び農水省は、各輸出先国との協議を踏まえ、取扱要綱の改正を検討</li> </ul> |    |    |     |     |       | 1億円程度（事業者への聞き取り）<br>(No. 73、311の合計) | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |



## Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

| No | 対象国・地域               | 対象となる事項        | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                   | 担当大臣             |
|----|----------------------|----------------|--|---|----|----|-----|-----|-------|---|------------------|
|    |                      |                |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |                  |
| 74 | シンガポール               | 豚肉処理施設の認定が必要   | 【認定申請中】<br>・(株)北海道畜産公社早来工場(北海道)                              | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     厚労省は、事業者から提出された追加資料を審査の上、問題がなければ2か月以内にシンガポールへ施設認定を通知<br/>*                 </div> *事業者側の適切な対応が前提(以下同)  |    |    |     |     |       | 0.2億円程度                                 | 厚生労働大臣           |
| 75 | シンガポール<br>ベトナム<br>香港 | 豚肉処理施設の認定が必要   | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・日本フードパッカー(株)道南工場(北海道)<br>(2023年秋施設整備完了予定) | 【対応方針】<br>・シンガポール向けの申請について、厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定を行う<br>・ベトナム、香港向けの申請について、都道府県は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行い、厚労省に報告する<br><br>(参考)<br>【シンガポール】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望<br>【ベトナム】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望<br>【香港】事業者の計画：2023年度中申請予定、2024年4月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 0.2億円<br>(各国向け輸出予定額の合計)                 | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 76 | シンガポール<br>台湾         | 食肉製品製造施設の認定が必要 | 【認定申請に向けコンサル検討中】<br>・大和食品(株)本社工場(大阪府)                        | 【対応方針】<br>・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)<br>【シンガポール】事業者の計画：2023年7月認定取得希望<br>【台湾】事業者の計画：2022年6月認定取得希望   |    |    |     |     |       | 2025年12月期：<br>2.51億円<br>(各国向け全品目の輸出予定額) | 厚生労働大臣           |
| 77 | シンガポール<br>台湾<br>EU   | 食肉製品製造施設の認定が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)クイックス(福岡県)<br>(2022年3月施設整備完了予定)        | 【対応方針】<br>・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：(EU)2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望<br>(シンガポール)2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望<br>(台湾)2022年11月申請予定、2022年12月認定取得希望   |    |    |     |     |       | 2027年3月期：<br>1億円                        | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 78 | シンガポール<br>台湾         | 牛肉処理施設の認定が必要   | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)熊本中央食肉センター(熊本県)<br>(2022年3月施設整備完了予定)   | 【対応方針】<br>・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：(シンガポール)2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望<br>(台湾)2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望  |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>1.15億円                     | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 79 | 米国                   | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【コンサル指導対応中】<br>・丸本本間水産(株)(北海道)<br>(次回2021年7月コンサル指導を予定)       | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年11月申請予定、2022年4月認定取得希望   |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>0.46億円<br>(全輸出予定品目)        | 農林水産大臣           |

注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定を指す

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                | 担当大臣   |
|----|--------|---------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|----------------------|--------|
|    |        |                     |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                      |        |
| 80 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(有)カネキン川村水産(北海道)<br>(次回2021年7月にコンサル指導を予定) | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年7月認定取得希望       |    |    |     |     |       | 2024年12月期：<br>1.89億円 | 農林水産大臣 |
| 81 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・丸栄水産(株)(北海道)<br>(現地調査の日程調整中)              | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年12月認定取得希望                  |    |    |     |     |       | 2025年2月期：<br>14.09億円 | 農林水産大臣 |
| 82 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | (株)ワイエスフーズ(北海道)<br>・2021年12月までに米国認定を取得するために申請書類等を整備中             | 厚労省(地方厚生局)は、2021年9月をめどに事業者が申請できるように技術支援を行い、申請が提出され次第、現地確認を行い、問題がなければ2021年12月までに認定を行う                   |    |    |     |     |       | 2025年7月期：<br>17.89億円 | 厚生労働大臣 |
| 83 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)丸正(北海道)<br>(2022年3月施設整備完了予定)               | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年4月に申請予定、2022年6月に認定取得予定     |    |    |     |     |       | 2026年10月期：<br>4億円    | 農林水産大臣 |
| 84 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)ヤマイチ水産(北海道)<br>(2022年3月施設整備完了予定)           | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年7月申請予定、2022年10月認定取得希望      |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>2.88億円  | 農林水産大臣 |
| 85 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(有)秋田水産(北海道)<br>(2022年3月施設整備完了予定)             | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年4月申請予定、2022年6月認定取得希望       |    |    |     |     |       | 2024年2月期：<br>0.6億円   | 農林水産大臣 |
| 86 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)小林商店(北海道)<br>(2021年12月施設整備完了予定)            | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年12月申請予定、2022年3月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2027年3月期：<br>1.2億円   | 農林水産大臣 |
| 87 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)オカムラ食品工業(青森県)<br>(2022年2月施設整備完了予定)         | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2023年3月申請予定、2023年12月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2024年6月期：<br>6.45億円  | 農林水産大臣 |

| No | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                              | 担当大臣             |
|----|--------|---------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|------------------------------------|------------------|
|    |        |                     |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                    |                  |
| 88 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株) マルイ子水産LTD (青森県)<br>(2021年12月施設整備完了予定)                           | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2022年7月申請予定、2022年10月認定取得希望   |    |    |     |     |       | 2026年6月期：<br>0.1億円                 | 農林水産大臣           |
| 89 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定品目追加申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(株) ヤマナカ (宮城県)<br>(2021年9～10月申請予定)                          | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から認定品目追加申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2021年9～10月認定品目追加申請予定、2021年9～10月認定品目の追加希望                    |    |    |     |     |       | 2023年3月期：<br>0.67億円<br>(認定取得予定品目)  | 農林水産大臣           |
| 90 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株) 中外フーズ (福島県)<br>(2022年1月施設整備完了予定)                                | 【対応方針】<br>・福島県は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2022年3月申請予定、2022年6月認定取得希望  |    |    |     |     |       | 2027年2月期：<br>2.09億円                | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 91 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株) ヤマイシ (茨城県)<br>(2021年11月施設整備完了予定 (第一工場)、2021年12月施設整備完了予定 (第二工場)) | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：(第一工場) 2021年11月申請予定、2021年12月認定取得希望<br>(第二工場) 2022年5月申請予定、2022年6月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2027年1月期：<br>0.39億円                | 農林水産大臣           |
| 92 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【登録認定機関にて審査中】<br>・(有) なかみち水産 (千葉県)<br>(2021年8月初旬に現地調査を予定)                              | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2021年4月申請済、2021年8～9月認定取得希望   |    |    |     |     |       | 2023年3月期：<br>0.43億円<br>(認定取得予定品目分) | 農林水産大臣           |
| 93 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株) まるい (千葉県)<br>(2022年2月施設整備完了予定)                                  | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2023年3月申請予定、2023年4月認定取得希望  |    |    |     |     |       | 2027年9月期：<br>2.7億円                 | 農林水産大臣           |
| 94 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請中】<br>・(株) 西松 (神奈川県)<br>(2021年7月現地調査を実施)  | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考) 事業者の計画：2021年7月認定取得希望  |    |    |     |     |       | 2025年8月期：<br>0.33億円<br>(全輸出予定額)    | 農林水産大臣           |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状  | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                            | 担当大臣   |
|-----|--------|---------------------|---|--|----|----|-----|-----|-------|----------------------------------|--------|
|     |        |                     |   | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                  |        |
| 95  | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)ヨシキウ(神奈川県)<br>(2022年2月施設整備完了予定)             | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年3月申請予定、2022年4月認定取得希望         |    |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>2.47億円              | 農林水産大臣 |
| 96  | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)トミチフーズ(富山県)<br>(2021年8月施設整備完了予定)            | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年2月申請予定、2022年3月認定取得希望         |    |    |     |     |       | 2026年6月期：<br>0.91億円              | 農林水産大臣 |
| 97  | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)いまる井川商店(静岡県)<br>(2022年3月施設整備完了予定)           | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年7月申請予定、2022年9月認定取得希望         |    |    |     |     |       | 2027年5月期：<br>1.2億円               | 農林水産大臣 |
| 98  | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・山福水産(株)(静岡県)<br>(2021年11月施設整備完了予定)             | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年1月申請予定、2022年2月認定品目の追加希望 |    |    |     |     |       | 2026年12月期：<br>0.7億円              | 農林水産大臣 |
| 99  | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定審査書類準備中】<br>・(有)若松屋(三重県)<br>(2021年7月に審査書類提出予定)                 | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、審査が終了次第認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年7月に審査書類提出予定                                       |    |    |     |     |       | 2024年7月期：<br>0.2億円<br>(全輸出予定額)   | 農林水産大臣 |
| 100 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【コンサル指摘対応中】<br>・マルヤ水産(株)(兵庫県)<br>(指摘対応完了次第コンサル指導を予定)              | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年度中申請予定                       |    |    |     |     |       | 2025年6月期：<br>1.0億円<br>(認定取得予定品目) | 農林水産大臣 |
| 101 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・愛南漁業協同組合(愛媛県)<br>(2021年8月コンサル指導を予定)        | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年11月以降申請予定、2021年度中認定取得希望      |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>0.77億円              | 農林水産大臣 |
| 102 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(株)予州興業(愛媛県)<br>(2021年6月コンサル指導を実施、次回日程調整中) | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年10月申請予定、2022年12月認定取得希望       |    |    |     |     |       | 2025年12月期：<br>1.2億円              | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性                              | 担当大臣   |
|-----|--------|---------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|------------------------------------|--------|
|     |        |                     |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                    |        |
| 103 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定品目の追加申請に向けコンサル検討中】<br>・秀長水産（株）（愛媛県）<br>（2021年8月にコンサル指導を予定） | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から認定品目の追加申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年11月追加申請予定、2022年度中の認定品目の追加希望 |    |    |     |     |       | 2024年3月：<br>0.55億円<br>（全輸出額）       | 農林水産大臣 |
| 104 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・森松水産冷凍（株）（愛媛県）<br>（2021年11月施設整備完了予定）       | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年12月申請予定、2022年1月認定品目の追加希望           |    |    |     |     |       | 2027年2月期：<br>8.37億円                | 農林水産大臣 |
| 105 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・（株）宇和島プロジェクト（愛媛県）<br>（2022年3月施設整備完了予定）     | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2022年8月申請予定、2022年12月認定取得希望                   |    |    |     |     |       | 2027年9月期：<br>2.56億円                | 農林水産大臣 |
| 106 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・愛媛県漁業協同組合（愛媛県）<br>（2022年3月施設整備完了予定）        | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>事業者の計画：2022年6月申請予定、2022年8月認定品目の追加希望                |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>1.67億円                | 農林水産大臣 |
| 107 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・（株）愛南サン・フィッシュ（愛媛県）<br>（2021年11月施設整備完了予定）   | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年11月申請予定、2022年2月認定取得希望                   |    |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>0.25億円                | 農林水産大臣 |
| 108 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・（株）土佐マリンベース（高知県）<br>（2022年3月施設整備完了予定）      | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2022年9月申請予定、2022年12月認定取得希望                   |    |    |     |     |       | 2027年3月期：<br>0.5億円                 | 農林水産大臣 |
| 109 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・柳川冷凍食品（株）（福岡県）<br>（申請まで月1回のコンサル指導を予定）  | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年8～9月申請予定、2021年10～11月認定取得希望              |    |    |     |     |       | 2026年12月：<br>1億円<br>（全輸出予定額）       | 農林水産大臣 |
| 110 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | （株）高橋商店（福岡県）<br><br>・事業者は申請書類を準備中                             | 厚労省（地方厚生局）は、2021年10月をめぐりに事業者が申請できるよう技術的支援を行い、申請が提出され次第、現地確認を行い、問題がなければ2022年9月までに認定を行う                               |    |    |     |     |       | 2025年2月期：<br>0.35億円<br>（全品目の輸出予定額） | 厚生労働大臣 |
| 111 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・（株）長崎ファーム（長崎県）<br>（2021年11月施設整備完了予定）       | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年11月申請予定、2021年12月認定取得希望                  |    |    |     |     |       | 2025年9月期：<br>1.15億円                | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                 | 担当大臣               |
|-----|--------|---------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|---------------------------------------|--------------------|
|     |        |                     |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                       |                    |
| 112 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・ 沓岐東部漁業協同組合（長崎県）<br>（2021年12月施設整備完了予定）          | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年度中申請予定、2021年度中認定取得希望      |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>0.4億円                    | 農林水産大臣             |
| 113 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・ （株）九州築地（宮崎県）<br>（申請まで月1回のコンサル指導を予定）        | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2023年3月申請予定、2023年8月認定取得希望      |    |    |     |     |       | 2025年6月期：<br>0.15億円                   | 農林水産大臣             |
| 114 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・ （株）水永水産（宮崎県）<br>（2021年9月施設整備完了予定）              | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年11月申請予定、2021年12月認定取得希望    |    |    |     |     |       | 2026年5月期：<br>3.45億円                   | 農林水産大臣             |
| 115 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・ （株）下園薩男商店（鹿児島県）<br>（コンサル指摘対応後、登録認定機関に申請予定） | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年7月のコンサル指導後申請予定            |    |    |     |     |       | 2025年1月期：<br>0.07億円<br>（認定取得予定品目（一部）） | 農林水産大臣             |
| 116 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【登録認定機関審査中】<br>・ （株）MRC（鹿児島県）<br>（2021年6月登録認定機関の現地調査実施済み）          | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年7月認定取得希望                  |    |    |     |     |       | 2025年8月期：<br>0.7億円                    | 農林水産大臣             |
| 117 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・ （有）海幸（鹿児島県）<br>（次回コンサルの日程調整中）              | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2022年2月申請予定、2022年3月認定取得希望      |    |    |     |     |       | 2025年12月期：<br>0.48億円                  | 農林水産大臣             |
| 118 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【登録認定機関審査中】<br>・ （株）マルモ（鹿児島県）<br>（2021年3月登録認定機関に申請済み）              | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2021年7月認定取得希望             |    |    |     |     |       | 2026年3月期：<br>0.92億円                   | 農林水産大臣             |
| 119 | 米国     | 水産食品加工施設の認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・ （株）ポイト食品（鹿児島県）<br>（2022年3月施設整備完了予定）            | 【対応方針】<br>・ 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2023年2月申請予定、2023年3月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2027年3月期：<br>0.68億円                   | 農林水産大臣             |
| 120 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要      | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・ （株）カネモ鯉節店（鹿児島県）<br>（2022年3月施設整備完了予定）           | 【対応方針】<br>・ 厚労省又は登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>（参考）事業者の計画：2022年3月申請予定、2022年4月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2026年6月期：<br>0.3億円                    | 厚生労働大臣<br>又は農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                 | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     | 輸出可能性                                    | 担当大臣             |
|-----|--------|-------------------------|---|---|----|----|-----|-----|--|------------------|
|     |        |                         |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |  |                  |
| 121 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要          | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・立石水産(株)(鹿児島県)<br>(2021年10月施設整備完了予定)  | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年12月申請予定、2022年3月認定取得希望   |    |    |     |     | 2027年3月期：<br>0.19億円                      | 農林水産大臣           |
| 122 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要          | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・三福水産(株)(鹿児島県)<br>(2022年1月施設整備完了予定)   | 【対応方針】<br>・登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2022年1月申請予定、2022年2月認定取得希望  |    |    |     |     | 2026年12月期：<br>0.38億円                     | 農林水産大臣           |
| 123 | 米国・EU  | 牛肉処理施設の認定が必要            | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・佐賀県食肉センター(佐賀県)<br>(2022年施設整備完了予定)  | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           事業者が2022年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議(※)を実施する等、技術支援を行う         </div><br><small>※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省(本省、地方局)、都道府県等(本庁、食肉衛生検査所/保健所)、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議(以下同)</small> |    |    |     |     | 米国：0.3億円程度<br>EU：0.06億円程度<br>(事業者への聞き取り) | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 124 | 米国・EU  | 水産食品加工施設の認定が必要          | 【現地調査の指摘対応中】<br>・(株)トウスイ(茨城県)<br>(米国向けについては、登録認定機関が2020年9月に認定。EU向けについては、2021年4月農水省の現地調査を実施済み)       | 【対応方針】<br>・農水省は、現地調査の指摘対応完了後審査を実施し、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：現地調査の指摘対応完了後、農水省審査予定  |    |    |     |     | 2024年10月期：<br>13億円(認定取得予定品目)             | 農林水産大臣           |
| 125 | 米国・EU  | 水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・松岡水産(株)(千葉県)<br>(2022年2月施設整備完了予定)  | 【対応方針】<br>・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定及び認定品目の追加を行う<br><br>(参考)事業者の計画：(米国)2022年9月申請予定、2023年3月認定品目の追加希望<br>(EU)2023年9月申請予定、2024年3月認定取得希望  |    |    |     |     | 2026年12月期：<br>0.8億円                      | 農林水産大臣           |
| 126 | 米国・EU  | 水産食品加工施設の認定が必要          | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(株)南予ビージョイ(愛媛県)<br>(米国向けについては、登録認定機関が2021年4月に認定。EU向けについては、2021年7月にコンサル指導を予定) | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：2021年7月申請予定、2021年11月認定取得希望  |    |    |     |     | 2026年3月期：<br>3.82億円                      | 農林水産大臣           |



| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項           | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣             |
|-----|--------|-------------------|--|---|----|----|-----|-----|-------|---|------------------|
|     |        |                   |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |                  |
| 127 | 米国・EU  | 水産食品加工施設の認定が必要    | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(株)新海屋(宮崎県)<br>(2021年7月のコンサル指導実施後、問題なければ登録認定機関へ申請予定)  | 【対応方針】<br>・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：(米国)2021年7月申請予定、2021年11月認定取得希望<br>(EU)2022年2月申請予定、2022年7月認定取得希望 |    |    |     |     |       | (米国)<br>2027年5月：<br>1.5億円(認定取得予定品目)<br>(EU)<br>2026年3月：<br>0.14億円(認定取得予定品目) | 農林水産大臣           |
| 128 | 米国・EU  | 水産食品加工施設の認定が必要    | 【認定申請に向けコンサル検討中】<br>・KTM(株)(鹿児島県)<br>(2021年8月コンサル指導を予定)  | 【対応方針】<br>・登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画：(米国)2022年6月申請予定、2022年7月認定取得希望<br>(EU)2021年10月申請予定、2022年1月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>1.44億円   | 農林水産大臣           |
| 129 | ブラジル   | 牛肉処理施設の認定が必要      | 【認定申請中】<br>・飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会(岐阜県)  | 【対応方針】<br>・厚労省は、申請書の審査を行い、問題がなければブラジル政府に通知する<br>・厚労省は、ブラジル政府の審査(現地調査を含む)が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う  |    |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>6.78億円<br>(各国向け輸出額の合計)   | 厚生労働大臣           |
| 130 | ブラジル   | 牛肉処理施設の認定が必要      | 【認定申請中】<br>・4施設が申請中  | 認定申請を受け、現在ブラジル政府が審査中<br><br>厚労省は、ブラジル政府の審査(現地調査を含む)が終了し、承認が得られたら、認定の通知を行う   |    |    |     |     |       | 0.4億円程度   | 厚生労働大臣           |
| 131 | EU     | 牛乳乳製品の輸出には施設認定が必要 | EU向け牛乳乳製品の輸出については、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにおいて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している状況。<br><br>(EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要) | 農水省及び厚労省は農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議(※)の実施等施設認定に向けた取組をフォローする  |    |    |     |     |       | 0.1億円程度   | 厚生労働大臣<br>農林水産大臣 |
| 132 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要    | 北見食品工業(株)(北海道)<br>・2021年3月施設改修完了。<br>・2022年3月までにEU認定を取得するために申請書類等を整備中  | 厚労省(地方厚生局)は、2021年11月をめどに事業者が申請できるように技術支援を行い、申請が提出され次第、現地確認を行い、問題がなければ2022年3月までに認定を行う  |    |    |     |     |       | 認定取得後初年度<br>0.5億円   | 厚生労働大臣           |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項        | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                | 担当大臣   |
|-----|--------|----------------|--|---|----|----|-----|-----|-------|--------------------------------------|--------|
|     |        |                |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                      |        |
| 133 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【農水省審査中】<br>・(株)山神(青森県)<br>(2021年5月に農水省に変更申請提出済み)                | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:2021年9月認定取得希望                     |    |    |     |     |       | 2025年3月期:<br>3.85億円                  | 農林水産大臣 |
| 134 | EU     | 水産食品保管施設の認定が必要 | 【認定申請に向け施設整備中】<br>・(株)明豊(宮城県)<br>(2022年3月施設整備完了予定)               | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:2022年3月申請予定、2022年5月認定取得希望         |    |    |     |     |       | 2027年10月期:<br>14.2億円                 | 農林水産大臣 |
| 135 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【認定申請に向けコンサル指導対応中】<br>・(株)マリノス(千葉県)<br>(コンサル終了後2021年8月申請予定)      | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:コンサル終了後2021年8月申請予定、2021年12月認定取得希望 |    |    |     |     |       | 2025年12月期:<br>1億円<br>(EU向け全輸出品目の予定額) | 農林水産大臣 |
| 136 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【認定申請に向けコンサル検討中】<br>・(株)カネジョウ大崎(千葉県)<br>(次回2021年7月中旬コンサル指導を予定)   | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:2021年11月申請予定、2022年3月認定取得希望        |    |    |     |     |       | 2025年12月期:<br>0.63億円                 | 農林水産大臣 |
| 137 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【認定申請に向けコンサル検討中】<br>・(株)オリエンタルフーズ(静岡県)<br>(コンサル指導日程調整中)          | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:2023年4月申請予定、2023年10月認定取得希望        |    |    |     |     |       | 2024年3月:<br>0.03億円<br>(認定取得予定品目分)    | 農林水産大臣 |
| 138 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【事前審査中】<br>・熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県)<br>(2021年6月に事前審査センターへ改善報告を提出し審査中) | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br><br>(参考)事業者の計画:事前審査センターにて審査中、審査終了後に農水省審査予定       |    |    |     |     |       | 2021年4~6月期:<br>1.28億円                | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項        | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |
|-----|--------|----------------|--|---|----|----|-----|-----|-------|-------|--------|
|     |        |                |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |        |
| 139 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 【認定申請中】<br>・上記のほか1施設が認定申請中。  | 【対応方針】<br>・農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定を行う  |    |    |     |     |       | —     | 農林水産大臣 |
| 140 | EU     | 産地魚市場の認定支援     | 枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所（鹿児島県）<br><br>農水省の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。<br><br>2020年12月に枕崎市漁業協同組合はスクリーニング機関、農水省に申請書を提出の後、2021年1月26日、スクリーニング機関による現地調査を実施済み。             | 農水省は、事業者からの改善の報告を確認の上、速やかに審査及び現地調査を行い、問題がなければ、2021年12月までに施設を認定  |    |    |     |     |       | —     | 農林水産大臣 |
| 141 | EU     | 産地魚市場の認定支援     | 松浦魚市場（長崎県）<br><br>農水省の補助で整備した港湾背後における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU・HACCP施設として認定を取得できるよう支援を行っている。<br><br>松浦市が整備していた高度衛生管理に対応した閉鎖型荷さばき所が2021年3月に完工、同年4月供用開始。引き続き、松浦市は、認定取得に向け、コンサルを受けつつ申請に向けた衛生管理体制の構築を進める。 | 【対応方針】<br>農水省は、EU・HACCP認定に前向きな市場関係者が多数存在する産地市場から順次、認定に向けた体制構築等を支援<br>①農水省は、申請準備段階から必要な助言を行っていくなど、円滑に審査が進むよう取り組む<br>②農水省は、産地市場の認定に向けて、市場関係者への講習会開催やコンサル指導のための支援事業の利活用を促すほか、事業実施に向け、予算を確保<br><br>産地市場は、令和3年度中の認定に向けて令和3年9月を目途に認定審査の申請を行えるよう、求められる衛生管理体制の構築や、コンサルを受けつつ認定審査への準備を進める |    |    |     |     |       | —     | 農林水産大臣 |

2 その他

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                                   | 現状  | 対応スケジュール  |   |   |                     |  |  | 輸出可能性   | 担当大臣   |  |
|-----|--------|---|---|---|---|---|---------------------|--|--|---|--------|--|
|     |        |   |   | 7月  | 8月  | 9月  | 10月                 | 11月                                    | 12月以降                                      |   |        |  |
| 142 | タイ     | タイ向け食品製造施設への衛生基準適合の証明書の要求                 | 輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合していることの証明書（GMP証明書）を要求する規則を公布。<br>既存の事業者に適用される2021年10月7日までにGMP証明書様式等の協議及び国内の証明書発行体制を整備する必要。規制の対象となる食品が多岐にわたるため、6月にHPを作成し、関係事業者へ周知を行っているところ。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は大使館を通じてタイ保健省に使用可能な証明書を確認</li> <li>農水省は引き続きHP等を更新し、事業者に対して情報提供</li> <li>農水省は8月中に国内のGMP証明書発行体制を整備</li> </ul> |   |   |                     |  |  | 178億円程度 <sup>◇</sup><br>(2020年農水産物の輸出額397億円の半分程度) | 農林水産大臣 |  |
| 143 | 米国     | 活ガキの輸出には国家員類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要 | 輸出国は米国と同等の国家員類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。<br><br>同プログラムが承認されるためには、<br>①米国向け輸出を目指す活ガキが、十分な期間にわたって日本版員類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、<br>②米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できること<br>等が必要であることが判明。<br><br>2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を行った。<br>2021年3月～7月、日本版員類衛生プログラムの概要について説明するとともに追加の質問を送付。 | 農水省及び厚労省は、米国に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応   | 農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続を定めた要綱を作成 | 農水省は輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始<br><br>米国の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援 | 都道府県によるモニタリングの実施が必要 | 米国による現地調査を含む審査<br>都道府県等によるモニタリングの実施が必要 | 0.5億円程度<br>(活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度) | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣                                  |        |  |
|     |        |   |   | 都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要  |   |   |                     |  |  |   |        |  |
|     |        |   |   | 都道府県によるモニタリング実施体制構築が必要  |   |   |                     |  |  |   |        |  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項   | 現状  | 対応スケジュール   |   |    |     |     |  | 輸出可能性   | 担当大臣             |
|---|--------|---|---|--|---|----|-----|-----|--|---|------------------|
|   |        |   |   | 7月   | 8月  | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降                                    |   |                  |
| 144   | 米国     | 米国向け輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定  | <p>日本国内で養殖ブリに使用されている抗生物質（アンピシリン、エリスロマイシン）について、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障が生じている。</p> <p>農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請済。</p> <p>農水省は、事業者を支援し、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集。</p>   | <p>米国による申請審査</p>   | <p>農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側から追加の対応が必要とされた場合、事業者の対応を支援</p>   |    |     |     | <p>農水省は、データが整い次第、事業者のインポートトレランス申請を支援</p> | 200億円<br>（ブリの米国向け輸出額：2020年96億円、2019年159億円、2018年128億円） | 農林水産大臣           |
| <p>農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータを収集</p> |        |   |   |  |   |    |     |     |  |   |                  |
| 145   | 米国・EU  | 事業者への輸出先国規制の情報支援<br>容器・包装（食品接触材料）の規制                            | <p>・EUや米国FDAの包材に関する規制の確認が難しい。</p> <p>・EUの基準に準拠している旨の適合宣言書の対応に苦慮している。</p>  | <p>【対応方針】<br/>農水省は、厚労省と連携して輸出先国・地域の食品の容器・包装に係る規制、あるいは事業者からの規制適合品等の要望意見について、継続的に収集、調査を行い、情報提供する仕組みを検討する</p> <p>農水省は、厚労省、JCI〔（一財）化学研究評価機構〕と協働して、事業者からの輸出先国・地域の食品の容器・包装の規制に係る問い合わせに対応する</p> |   |    |     |     |  | 536億円<br>（加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円）        | 農林水産大臣<br>厚生労働大臣 |
| 146   | EU     | カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要<br>（海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要） | <p>EU向け輸出カキ生産海域は、現在指定されていないが、国際商材であるカキについて、EU向け輸出を検討している事業者が存在。</p> <p>農水省は2020年9月に生産者を含む関係者へのアンケートを実施し、カキ輸出を検討している事業者が所在する県において、海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。<br/>モデル海域として2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。<br/>同年6月、広島県と海域指定に関する担当者会議を実施。</p> <p>海域指定後、加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。</p> | <p>広島県は海域指定に向けた調整を進める</p>  | <p>海域モニタリング実施に向けた準備</p> <p>①農水省は、広島県によるモニタリング実施体制構築に向け支援<br/>②広島県及び事業者はモニタリングの実施体制の構築を調整中<br/>③農水省は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保</p> |    |     |     | 7億円程度（事業者への聞き取りから推計）                     | 農林水産大臣  |                  |
| <p>広島県の取組状況を事業者とも共有し、HACCP改修・認定への意欲を促進</p>  |        |   |   |  |   |    |     |     |  |   |                  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                            | 現状  | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣   |
|-----|--------|------------------------------------|---|---|----|----|-----|-----|-------|---|--------|
|     |        |                                    |   | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |        |
| 147 | EU     | 輸出处向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要 | 農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。<br><br>農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。   | 国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、ブルセラ症・牛結核の検査を実施  |    |    |     |     |       | 0.1億円（再掲）<br>（輸出の前提となる衛生条件）<br>なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEコードに基づき牛結核・ブルセラ症について清浄化を達成する必要。 | 農林水産大臣 |
| 148 | EU     | 鯉節に含まれるベンゾピレンの量が制限されている。           | 本枯節などの高級品が輸出できないため、農水省が制限緩和を要請したが、EUは応じず。<br>EU代表部を通じ、2019年8月にEUのDG・SANTEに対し協議を行ったが、だし抽出用ティーバッグであっても商品自体のベンゾピレン含有量が規制値を超えていれば輸入不可であり、かつ、ベンゾピレン規制値の緩和も困難と回答あり。<br>農水省は、2020年8月にEUへのかつお節製品の輸出に係る規制及び規制に対応した商品開発支援について、事業者向けに説明会を実施。<br>2021年4月からは鯉節の粉末やだしを使った加工食品についても、EU規則を満たす鯉節の使用が必要。<br>農水省は、鯉節製造事業者のEU向け鯉節開発のための新たな機器整備を補助事業により支援。2021年2月には削り節で1社が、同年5月には鯉節粉末で1社がそれぞれEU HACCP施設認定を新たに取得。 | 【対応方針】<br>・農水省は、商品開発や施設改修等に係る支援事業により、EU向け輸出鯉節の取扱施設や輸出量を増やす<br>・農水省は、鯉節製造工場、鯉節加工工場などの新たなEU・HACCP認定の登録に向け関係事業者と意見交換を進める |    |    |     |     |       | 2.6億円<br>（鯉節類の輸出実績がある国への平均的な輸出額と同程度）  | 農林水産大臣 |
| 149 | EU     | 2021年4月21日から施行予定の新たな混合食品規制への対応     | 動物性原材料（卵、乳、魚など）の使用割合が50%未満の加工食品は、動物性原材料がEU向け認定施設由来である旨の証明書が免除されている。<br><br>2021年4月からの新規制では、加工食品に含まれる動物性原材料がEU向け認定施設由来である旨の公的証明書又は自己宣誓書が必要となる。<br><br>EUに対し、日本を始め各国が措置の延期や見直しに関する意見を提出しているが、施行の予定は変わっておらず、動物性原材料を含む調味料や菓子等多くの品目に影響が及ぶ可能性。  | ・農水省は取扱要綱に基づき、公的証明書を発行する<br>・農水省は規制に関する新たな情報や支援措置等について、関係する事業者へ周知する   |    |    |     |     |       | 25億円 <sup>◇</sup><br>（加工食品の対EU輸出額：2019年247億円、2018年222億円）                                    | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域   | 対象となる事項                 | 現状  | 対応スケジュール   |   |        |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣 |
|-----|--|-------------------------|---|--|---|--------|-----|-----|-------|-------|------|
|     |  |                         |   | 7月   | 8月  | 9月     | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |      |
| 150 | 台湾<br>韓国<br>中国<br>シンガポール<br>マレーシア<br>ベトナム<br>インド<br>メキシコ<br>NZ、EU等 | 一元化的な輸出証明書の発給システムの整備    | <p>食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められている。</p> <p>農水省は、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムの構築を進めている（令和3年4月から、財務省が所管する輸出証明書をシステムの対象として運用を開始）。</p> <p>地方農政局等が発行する放射性物質検査証明書等について、より速やかに発行してほしいとの意見がある。</p> | <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、令和3年度中に輸出証明書の発行申請・交付をワンストップで行うためのシステム構築を行う</li> <li>現状システム化されていない輸出証明書を対象とするための開発のほか、審査時間を短縮するための審査支援機能を新たに追加して、輸出証明書の発行を速やかに進める</li> </ul> <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省及び関係省庁は、開発事業者による詳細設計、開発等に必要な情報提供、意思決定を行う</li> </ul> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月以降</p>   | <p>9,174億円<sup>◇</sup><br/>（輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2020年9,091億円、2019年9,009億円）</p>             | 農林水産大臣 |     |     |       |       |      |
| 151 | 各国共通   | 輸出に関する一元的な相談窓口          | <p>2020年4月、農水省に輸出事業者からの様々な相談に応じる一元的な相談窓口を設置。</p>  | <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、相談窓口の積極的な周知を図るとともに、地方農政局等や関係省庁、関係機関に寄せられる輸出に係る相談について、対応内容が共有できるネットワークを活用し、積極的な対応を推進する</li> </ul> <p>8月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出事業者が知りたい情報に速やかにアクセスし、課題解決に繋げられるよう、随時、ホームページを分かりやすく見直す</li> </ul> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月以降</p>   | <p>9,123億円<sup>◇</sup><br/>（輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2019年9,039億円、2018年8,957億円）</p>             | 農林水産大臣 |     |     |       |       |      |
| 152 | 北米<br>EU<br>オセアニア<br>アジア   | 輸出处向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定 | <p>農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、</p> <p>1 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。）</p> <p>2 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。</p>                 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省及び厚労省が協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う</li> <li>事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請（再設定の申請も含む）をする</li> <li>農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等に対して基準の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかける</li> <li>厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けて優先リストへの掲載を提案する</li> </ul> <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援する</li> <li>青果物 台湾、米国への申請に必要な作物残留試験等の実施（支援件数：殺虫剤等13件うち年度内申請予定6件）</li> <li>茶 米国、EU、CODEXへの申請に必要な作物残留試験等の実施（支援件数：殺虫剤等7件うち年度内申請予定3件）</li> </ul> <p>8月</p> <p>9月</p> <p>10月</p> <p>11月</p> <p>12月以降</p> | <p>20.4億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額）</p> <p>（2020年輸出額：青果物294億円、茶162億円、2019年輸出額：青果物297億円、茶146億円）</p> | 農林水産大臣 |     |     |       |       |      |

| No  | 対象国・地域   | 対象となる事項                 | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣   |
|-----|----------|-------------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|--|--------|
|     |          |                         |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |        |
| 153 | 全輸出先国・地域 | 食品添加物などの食品関連規制          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出先国・地域で規制されている物質を含む加工食品の輸出ができない。</li> <li>・輸出先国・地域の規制の調査、対応に時間を要する。</li> <li>・輸出先国・地域で使用可能な食品添加物が不明。</li> </ul> | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、輸出先国・地域の食品関連規制（食品添加物、有害化学物質、等）を調査する</li> <li>・農水省は、調査した食品関連規制について事業者へ情報提供を行う</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>農水省は、令和3年度に実施する輸出先国・地域の食品関連規制の調査対象項目及び対象の国・地域の選定を行う</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p>農水省は、選定した輸出先国・地域の食品関連規制の調査を行い、調査結果について、分かりやすく情報提供する</p> </div> </div> |    |    |     |     |       | 536億円<br>(加工食品輸出額：2020年；3,740億円、2019年；3,271億円) | 農林水産大臣 |
| 154 | 共通       | 植物検疫協議を実施する対象国・地域、品目の選定 | 限られた時間や人員などのリソースを最大限に活用して効果的・効率的に協議を進める必要がある。  | <p>(対応方針)</p> <p>1. 農林水産省は、都道府県を通じて、産地、事業者等から植物検疫の解禁協議等の要望について調査を行い、外部有識者等の意見を踏まえ、</p> <p>①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること</p> <p>②輸出先国における需要が強く継続的な輸出が見込まれること</p> <p>③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること</p> <p>④輸出先国の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと等の観点から検討を行う</p> <p>2. 検討結果について、農林水産物・食品輸出本部が作成する実行計画に盛り込む</p>   |    |    |     |     |       | —  | 農林水産大臣 |



### Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

| No  | 対象国・地域            | 対象となる事項               | 現状   | 対応スケジュール  |    |    |     |     | 輸出可能性                 | 担当大臣   |
|-----|-------------------|-----------------------|--|---|----|----|-----|-----|-----------------------|--------|
|     |                   |                       |  | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |                       |        |
| 155 | 香港、台湾、米国、EU       | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（牛肉） | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに18産地のリストを公表</li> <li>1産地（梶いwachくを中心とする産地）については、既に輸出事業計画を策定済</li> </ul> | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」により、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、輸出産地が行う輸出事業計画の策定を支援する</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」を活用し、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に残りの17産地において輸出事業計画が策定されるよう支援する</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p> |    |    |     |     | 1,600億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 156 | シンガポール、タイ         | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（豚肉） | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに5産地のリストを公表</li> </ul>  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」により、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、輸出産地が行う輸出事業計画の策定を支援する</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」を活用し、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう支援する</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>   |    |    |     |     | 29億円<br>(2025年目標額)    | 農林水産大臣 |
| 157 | 香港、ベトナム、シンガポール、EU | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏肉） | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに7産地のリストを公表</li> </ul>  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」により、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、輸出産地が行う輸出事業計画の策定を支援する</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」を活用し、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう支援する</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>   |    |    |     |     | 45億円<br>(2025年目標額)    | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域                     | 対象となる事項                            | 現状                   | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性               | 担当大臣   |
|-----|----------------------------|------------------------------------|----------------------|---|----|----|-----|-----|-------|---------------------|--------|
|     |                            |                                    |                      | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                     |        |
| 158 | シンガポール、米国                  | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（鶏卵）              | ・令和3年6月までに7産地のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」により、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、輸出産地が行う輸出事業計画の策定を支援する</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」を活用し、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう支援する</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p>   |    |    |     |     |       | 63億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |
| 159 | 香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（チーズ、LL牛乳等、育児用粉乳） | ・令和3年6月までに2産地のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」の活用と併せ、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」により、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、輸出産地が行う輸出事業計画の策定を支援する</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、地方農政局等に配置した「輸出産地サポーター」を活用し、「輸出事業計画策定の手引き」に沿って、生産者・食肉処理施設・輸出事業者からなる輸出産地（コンソーシアム）により、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう支援する</p> <p>農水省は、輸出産地（コンソーシアム）に対し、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業により、コンソーシアムの運営やプロモーション活動等の支援を行う</p> <p>農水省は、育児用調製粉乳製造メーカーに対して、輸出先国の規制等の情報を迅速に提供する等、輸出環境の整備を行う</p>                                   |    |    |     |     |       | 328億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 160 | 台湾、香港、タイほか                 | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（りんご）             | ・令和3年6月までに7産地のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う</li> <li>農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに13件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、4件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う</li> <li>農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> <li>農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う</li> </ul> <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     |       | 177億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域                            | 対象となる事項                 | 現状                    | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性               | 担当大臣   |
|-----|-----------------------------------|-------------------------|-----------------------|---|----|----|-----|-----|-------|---------------------|--------|
|     |                                   |                         |                       | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                     |        |
| 161 | 香港、台湾、タイ、シンガポールほか                 | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶどう）  | ・令和3年6月までに5産地のリストを公表  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う</li> <li>農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに17件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、2件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う</li> <li>農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> <li>農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う</li> </ul> <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     |       | 125億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 162 | 香港、台湾、シンガポールほか                    | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（もも）   | ・令和3年6月までに6産地のリストを公表  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う</li> <li>農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに16件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、1件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う</li> <li>農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> <li>農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う</li> </ul> <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     |       | 61億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |
| 163 | 香港、台湾、シンガポール、マレーシア、カナダ、フランス（EU）ほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんきつ） | ・令和3年6月までに14産地のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う</li> <li>農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに13件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、5件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う</li> <li>農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> <li>農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う</li> </ul> <p>農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う</p> <p>農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     |       | 39億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域                      | 対象となる事項                                | 現状                    | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣               |        |  |
|-----|-----------------------------|--|-----------------------|--|----|----|-----|-----|-------|-------|--------------------|--------|--|
|     |                             |  |                       | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |                    |        |  |
| 164 | 香港、シンガポール、タイ、台湾、米国ほか        | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（いちご）                 | ・令和3年6月までに12産地のリストを公表 | 【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う<br>・農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに14件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、3件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う<br>・農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br>・農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う                                   |    |    |     |     |       |       | 86億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |  |
|     |                             |  |                       | 農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う   |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |
|     |                             |  |                       | 農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す  |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |
| 165 | 香港、シンガポール、タイ、台湾、マレーシア、カナダほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜） | ・令和3年6月までに38産地のリストを公表 | (かんしょ・かんしょ加工品)<br>【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、課題解決に向けた取組に関する助言等を行う<br>・農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに11件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、5件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う<br>・農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br>・農水省は、輸出目標の実行のための課題と対策の明確化を図る |    |    |     |     |       |       | 28億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |  |
|     |                             |  |                       | 農水省は、輸出産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての輸出産地において輸出事業計画の提出を目指す   |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |
|     |                             |  |                       | (その他の野菜)<br>【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う<br>・農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに25件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、8件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う<br>・農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br>・農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う                       |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |
|     |                             |  |                       | 令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う  |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |
|     |                             |  |                       | 農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す  |    |    |     |     |       |       |                    |        |  |

| No  | 対象国・地域                                 | 対象となる事項                              | 現状                    | 対応スケジュール   |    |    |     |     | 輸出可能性 | 担当大臣                 |        |
|-----|--|--------------------------------------|-----------------------|--|----|----|-----|-----|-------|----------------------|--------|
|     |  |                                      |                       | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |       |                      | 12月以降  |
| 166 | 米国、中国、香港、EU、ベトナム、シンガポール等の東南アジア、ロシア、豪州等 | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（切り花）               | ・令和3年6月までに9産地のリストを公表  | 【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う<br>・農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに9件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、1件の既策定計画については各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う<br>・農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br>・農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う   |    |    |     |     |       | 18.8億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
|     |  |                                      |                       | 令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う  |    |    |     |     |       |                      |        |
|     |  |                                      |                       | 農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す  |    |    |     |     |       |                      |        |
| 167 | 米国、EU、中国ほか                             | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（茶）                 | ・令和3年6月までに12産地のリストを公表 | 【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、地方農政局の輸出産地サポーター等が中心となり、各関係部局との連携の下、助言等を行う<br>・農水省は、輸出産地サポーター等が輸出産地の課題に応じた解決策の検討を後押しすることにより、令和3年度中に輸出産地から新たに16件の輸出事業計画の提出を目指すとともに、6件の既策定計画については、各産地の進捗、課題への取組状況を確認しながら、輸出拡大に向けたフォローアップを行う<br>・農水省は、輸出産地の課題解決に向けた検討状況に応じて、順次輸出事業計画の策定を促し、計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う<br>・農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う |    |    |     |     |       | 312億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |
|     |  |                                      |                       | 農水省は、令和3年度中に全ての産地において輸出事業計画が策定されるよう、助言等を行う   |    |    |     |     |       |                      |        |
|     |  |                                      |                       | 農水省は、産地の輸出事業計画の作成を支援（輸出のターゲット目標等の明確化）し、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す  |    |    |     |     |       |                      |        |
| 168 | 香港、米国、中国、シンガポールほか                      | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品） | ・令和3年6月までに37産地のリストを公表 | 【対応方針】<br>・農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、本省・農政局等職員・外部専門家にて構成される「輸出産地サポーター」により助言等を行う<br>・農水省は、令和3年度中に全ての輸出産地からの輸出事業計画の提出を目指す<br>・農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う   |    |    |     |     |       | 125億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |
|     |  |                                      |                       | 農水省は「輸出産地サポーター」による伴走型の支援を通じて、令和3年度中に輸出産地における輸出事業計画の策定を目指す  |    |    |     |     |       |                      |        |
|     |  |                                      |                       | 農水省は、産地との意見交換等の場を活用して輸出向けの米の生産拡大（主食用米からの作付転換）を促す<br>農水省は、新たに1000トン超の輸出向けの米生産に意欲を示した産地に対しては、輸出産地リスト入りを働きかける   |    |    |     |     |       |                      |        |

| No  | 対象国・地域        | 対象となる事項                      | 現状  | 対応スケジュール  |   |  |                     |        |       | 輸出可能性 | 担当大臣 |
|-----|---------------|------------------------------|---|---|---|--|---------------------|--------|-------|-------|------|
|     |               |                              |   | 7月  | 8月  | 9月   | 10月                 | 11月    | 12月以降 |       |      |
| 169 | 中国・米国・韓国・台湾ほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（製材）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに4産地のリストを公表</li> <li>令和3年6月までに輸出産地との意見交換会を計5回実施</li> </ul> | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、林野庁・県・品目団体と輸出産地との意見交換会を通じて助言等を行う</li> <li>農水省は、令和3年12月までに4件の輸出事業計画の策定を目指して、林野庁・県・品目団体と輸出産地との意見交換会を実施し、施設の整備状況等の各産地の輸出事業に関する状況を把握・分析し個々の輸出事業計画の目標・課題について助言等を行う</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> | <p>農水省は、都道府県と連携し、輸出事業計画を策定する産地の増加に向けた技術的助言、支援を実施</p>  | <p>農水省は、輸出の拡大に向けた重点輸出国の市場調査を実施</p>   | 271億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |       |       |      |
| 170 | 中国・韓国・台湾ほか    | マーケットインの発想に基づく担い手による輸出促進（合板） | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに8担い手のリストを公表</li> </ul>                                    | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、製材と連携した木造軸組構法による輸出の促進について助言等を行う</li> <li>農水省は、業界団体を通じて、輸出事業計画を策定するメリットを会員企業に説明し、輸出に取り組む機運を更に高める</li> <li>農水省は、輸出産地から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul>  | <p>農水省は、業界団体とともに、担い手の輸出に取り組む機運を更に高める技術的助言を実施</p>  | <p>農水省は、輸出の拡大に向けた重点輸出国の市場調査を実施</p>   | 80億円<br>(2025年目標額)  | 農林水産大臣 |       |       |      |
| 171 | 米国、中国、香港ほか    | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶり）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年6月までに7産地のリストを公表</li> </ul>                                     | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する</li> <li>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul>   | <p>農水省は本省職員を水産物担当の「輸出産地サポーター」に任命し、伴走型の支援体制を整備するとともに「輸出事業計画策定の手引き」を県及び輸出産地に周知し、事業者等に輸出事業計画の策定を促す</p> | <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、県庁担当課の協力を得つつ、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> | 542億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |       |       |      |

| No  | 対象国・地域     | 対象となる事項                  | 現状                     | 対応スケジュール  |    |    |     |     | 輸出可能性               | 担当大臣   |
|-----|------------|--------------------------|------------------------|---|----|----|-----|-----|---------------------|--------|
|     |            |                          |                        | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |                     |        |
| 172 | 韓国、米国、台湾ほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（たしい）   | ・令和3年6月までに3産地のリストを公表   | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する</li> <li>農水省は、輸出事業者等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は本省職員を水産物担当の「輸出産地サポーター」に任命し、伴走型の支援体制を整備するとともに「輸出事業計画策定の手引き」を県及び輸出産地に周知し、事業者等に輸出事業計画の策定を促す</p> <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、県庁担当課の協力を得つつ、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     | 193億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 173 | 中国、台湾、米国ほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（ホタテ貝）  | ・令和3年6月までに2産地のリストを公表   | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する</li> <li>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は本省職員を水産物担当の「輸出産地サポーター」に任命し、伴走型の支援体制を整備するとともに「輸出事業計画策定の手引き」を県及び輸出産地に周知し、事業者等に輸出事業計画の策定を促す</p> <p>農水省は、必要に応じて輸出産地の事業者等による輸出事業計画の策定について助言し、道県庁担当課の協力を得つつ、令和3年度中に全ての産地からの輸出事業計画の提出を目指す</p> |    |    |     |     | 656億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 174 | 香港、中国、タイほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（真珠）    | ・令和3年6月までに1産地のリストを公表   | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、実施主体による輸出事業計画の策定・見直しについて助言する</li> <li>農水省は、実施主体から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は本省職員を水産物担当の「輸出産地サポーター」に任命し、伴走型の支援体制を整備するとともに「輸出事業計画策定の手引き」を実施主体に周知し、事業者等に輸出事業計画の策定を促す</p> <p>農水省は、必要に応じて実施主体による輸出事業計画の策定について助言し、令和3年度中に実施主体からの輸出事業計画の提出を目指す</p>                              |    |    |     |     | 379億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |
| 175 | 中国、香港、米国ほか | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（清涼飲料水） | ・令和3年6月までに11担い手のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす</li> <li>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について、委託契約をしているコンサルを活用し、個別相談・助言を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>  |    |    |     |     | 786億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣 |



| No  | 対象国・地域                   | 対象となる事項                     | 現状                                     | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性               | 担当大臣           |
|-----|--------------------------|-----------------------------|--|--|----|----|-----|-----|-------|---------------------|----------------|
|     |                          |                             |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                     |                |
| 176 | 香港、中国、米国ほか               | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（菓子）       | ・令和3年6月までに46担手のリストを公表                  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす</li> <li>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について、委託契約をしているコンサルを活用し、個別相談・助言等を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>  |    |    |     |     |       | 465億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣         |
| 177 | 米国、中国、EUほか               | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（ソース混合調味料） | ・令和3年6月までに14担手のリストを公表                  | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、団体・事業者と意見交換を実施し、戦略的に取り組む事業者を掘り起こす</li> <li>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> </ul> <p>農水省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定について、委託契約をしているコンサルを活用し、個別相談・助言等を行うとともに、輸出事業計画の策定者への支援策を検討する</p>  |    |    |     |     |       | 850億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣         |
| 178 | 米国、中国ほか                  | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（味噌・醤油）    | ・令和3年6月までに味噌20産地39担手、醤油23産地48担手のリストを公表 | <p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、輸出産地による輸出事業計画の策定について、委託契約をしているコンサルを活用し、個別相談・助言等を行う</li> <li>農水省は、各産地の事業への取組状況に応じて令和3年度中に全ての輸出産地からの輸出事業計画の提出を目指す</li> <li>農水省は、輸出産地等から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</li> <li>農水省は、輸出事業計画の策定者への支援策の検討を行う</li> </ul> <p>・農水省は、輸出産地との意見交換を実施</p> <p>・農水省は、産地の輸出事業計画の作成等を支援</p> |    |    |     |     |       | 231億円<br>(2025年目標額) | 農林水産大臣         |
| 179 | 米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（清酒（日本酒））  | ・令和3年6月までに618担手のリストを公表                 | <p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定等について、関係省庁と連携しつつ助言等を行うとともに、輸出拡大実行戦略において示された課題を踏まえ、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、ブランド価値向上のための支援等に取り組む</p>   |    |    |     |     |       | 600億円<br>(2025年目標額) | 財務大臣<br>農林水産大臣 |
| 180 | EU・英国、米国、中国、台湾           | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（ウイスキー）    | ・令和3年6月までに33担手のリストを公表                  | <p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定等について、関係省庁と連携しつつ助言等を行うとともに、輸出拡大実行戦略において示された課題を踏まえ、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、ブランド価値向上のための支援等に取り組む</p>   |    |    |     |     |       | 680億円<br>(2025年目標額) | 財務大臣<br>農林水産大臣 |

| No  | 対象国・地域       | 対象となる事項                    | 現状                                   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性              | 担当大臣                     |
|-----|--------------|----------------------------|--------------------------------------|--|----|----|-----|-----|-------|--------------------|--------------------------|
|     |              |                            |                                      | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                    |                          |
| 181 | 中国、米<br>国、台湾 | 輸出産地による輸出事業計画の策定等（本格焼酎・泡盛） | ・令和3年6月までに200担以下のリストを公表              | <p>財務省は、希望する事業者に対し、輸出事業計画の策定等について、関係省庁と連携しつつ助言等を行うとともに、輸出拡大実行戦略において示された課題を踏まえ、策定者への支援策を検討する</p> <p>農水省は、輸出事業者から輸出事業計画が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定を行う</p> <p>財務省は、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、オンライン商談会の実施、地理的表示（GI）の普及・活用、ブランド価値向上のための支援等に取り組む</p>   |    |    |     |     |       | 40億円<br>(2025年目標額) | 財務大臣<br>農林水産大臣           |
| 182 |              | 品目団体の育成                    | 品目団体が業界の輸出の中心的な役割を果たすよう、組織化と活動強化を推進。 | <p>農水省は、品目団体の「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」における位置づけについて検討</p> <p>農水省及び財務省は、27の輸出重点品目について、輸出拡大実行戦略フォローアップにおいて品目団体に求められている役割等を踏まえながら、以下の点について業界関係者と検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界の輸出の中心的役割を担うことが可能な品目団体の選定・設立</li> <li>・マーケットイン輸出に向けた品目団体の活動強化等の方策・必要な支援</li> </ul> <p>新設、再編、定款変更等が必要な団体に向け、農水省及び財務省は、専門人材も活用しながら必要な支援を実施</p> <p>農水省は、品目団体の活動強化に向け必要な支援策を検討</p> <p>JETROに設置する会議体に品目団体が出席し業界の要望を伝える等、JETRO/JFOODOとの連携を強化</p> |    |    |     |     |       | -                  | 農林水産大臣<br>財務大臣           |
| 183 |              | JETROと品目団体等の連携強化           | 品目団体とJETRO/JFOODOの連携強化を推進。           | <p>農水省は、経産省と連携し、財務省の意見も聞きつつ、JETROに品目団体等の要望を反映するための会議体を設置</p> <p>年内に第1回の会合を開催</p> <p>農水省は、経産省及び財務省の意見も聞きつつ、品目団体による海外販路開拓・商流構築、輸出産地に対する支援策を検討</p> <p>農水省及び経産省は、財務省の要望も聞きつつ、戦略的プロモーションに追加する品目を決定</p> <p>農水省及び経産省は、財務省の要望も踏まえつつ、戦略的プロモーションに追加する品目について市場調査を年度内に実施する</p>   |    |    |     |     |       | -                  | 農林水産大臣<br>経済産業大臣<br>財務大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項               | 現状                 | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣                     |
|-----|--------|-----------------------|--------------------|---|----|----|-----|-----|-------|-------|--------------------------|
|     |        |                       |                    | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |                          |
| 184 | シンガポール | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッチェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、シンガポール向け米・米粉・パックご飯に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p> |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 185 | タイ     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッチェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、タイ向けぶどう及びいちごに関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p>       |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 186 | 台湾     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、日本台湾交流協会、輸出アドバイザーを主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、外務省及び農水省は、日本台湾交流協会への農水出向者の配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める</p> <p>農水省は、外務省、日本台湾交流協会及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、台湾向け牛肉及びりんごに関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p>  |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項               | 現状                 | 対応スケジュール  |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣                     |
|-----|--------|-----------------------|--------------------|---|----|----|-----|-----|-------|-------|--------------------------|
|     |        |                       |                    | 7月  | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |                          |
| 187 | 中国     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッチェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、中国向け菓子に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p>                 |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 188 | ベトナム   | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッチェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、ベトナム向け牛乳・乳製品に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p>           |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 189 | 香港     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッチェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所におけるジェトロ海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、香港向け清涼飲料水に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p> |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項               | 現状                 | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣                     |
|-----|--------|-----------------------|--------------------|--|----|----|-----|-----|-------|-------|--------------------------|
|     |        |                       |                    | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |                          |
| 190 | 米国     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、米国向けぶり、牛肉及び茶に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p> |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 191 | EU     | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する</p> <p>プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める</p> <p>農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、EU向け茶に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する</p>        |    |    |     |     |       | -     | 農林水産大臣<br>外務大臣<br>経済産業大臣 |
| 192 |        | 輸出先国・地域における政府の支援体制の強化 | 国の体制強化の具体策について検討中。 | <p>外務省は、輸出促進アドバイザー制度を創設することを検討する</p> <p>外務省は、農水省と連携して、輸出促進アドバイザーを設置する国・地域を検討する</p>   |    |    |     |     |       | -     | 外務大臣                     |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                                  | 現状  | 対応スケジュール   |   |    |     |  |       | 輸出可能性 | 担当大臣             |
|-----|--------|--|---|--|---|----|-----|--|-------|-------|------------------|
|     |        |  |   | 7月   | 8月  | 9月 | 10月 | 11月  | 12月以降 |       |                  |
| 193 |        | 効率的な輸出物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の推進           | 農水省及び国交省は、「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」を開催し、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用など、取り組むべき事項を整理した。  | 農水省は、輸出産地、物流事業者、行政などが参加するネットワークの構築について、第一弾となる協議会等を立ち上げる  | 農水省は、第一弾として立ち上げた協議会等が自立・自走していくようフォローするとともに、新たなネットワークの構築について検討を進める |    |     |  |       | -     | 農林水産大臣<br>国土交通大臣 |
|     |        |  |   | 農水省及び国交省は、効率的な物流ルートやそのために必要なインフラ整備についての関係者間の合意を踏まえ、輸出物流の構築に必要な設備投資を促進するため、輸出促進法に基づく輸出事業計画に設備投資計画を追加し、計画に基づき行う施設等の整備に対し、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討する               |   |    |     |  |       |       |                  |
|     |        |  |   | 農水省及び国交省は、大ロット化の推進や輸送による品質の劣化防止の観点から、鮮度保持・品質管理や物流効率化を図るために必要なパレット化に適した外装サイズやコード等の規格化・標準化を進め、品目団体が定める業務規程において、物流についても具体的な規格を定める。また、包装資材・保管技術の開発・実装等の取組を支援する |   |    |     |  |       |       |                  |
| 194 |        | 加工食品の輸出拡大に必要な設備投資の促進及び地域の中小食品事業者の輸出体制の構築 | (食品クラスター)<br>・中小・中堅の食品産業事業者が共同で輸出事業計画を策定し、関係者が連携して取り組む海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組の支援を検討。<br><br>(食品添加物)<br>・輸出先国に対する食品添加物の認可申請、輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換の支援を検討。 | ・ターゲットを明確にしたヒアリング（地域団体商標を所有する協同組合、協議会等）によるニーズ把握及び潜在的な加工食品クラスターの掘り起こし。この際、G I 取得も念頭に関係部局とも連携。<br>・並行的に、食品輸出クラスターの案件形成（輸出事業計画の作成（想定：兵庫県、宮城県等））               |   |    |     |  |       | -     | 農林水産大臣           |
|     |        |  |   | ・食品輸出クラスターの形成に必要な支援策を検討  |   |    |     |  |       |       |                  |
|     |        |  |   | ・令和3年度委託事業を活用し（一部内容を変更）、食品メーカー、添加物メーカーに対するヒアリングの実施<br>・国内市場向け製品の添加物に関する現状も併せて、把握   |   |    |     |  |       |       |                  |
|     |        |  |   | ・代替添加物のリスト化、代替添加物転換への支援策を検討  |   |    |     |  |       |       |                  |
| 195 |        | 輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援               | 海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成するとともに、支援体制を検討。                                      | 農水省は、ガイドライン策定のための調査内容を検討する   | 農水省は、海外展開事業者へのヒアリング調査を実施し、情報の整理・分析を行う                             |    |     | 農水省は、ガイドラインを諮る検討委員会を立ち上げ、ガイドラインを取りまとめ、令和4年初旬にガイドラインを公表する |       | -     | 農林水産大臣           |
|     |        |  |   | 農水省は、海外展開に必要な現地の法規制やビジネス慣習などについての情報提供や、パートナー契約や雇用契約等についての法律家などによるアドバイスを行う支援体制の整備について検討   |   |    |     |  |       |       |                  |
| 196 |        | 改正種苗法に基づく輸出先国の制限を行う品種の目標設定               | 改正種苗法に基づき、登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった2,546品種を公表（2021年7月15日現在）  | ・農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了   |   |    |     |  |       | -     | 農林水産大臣           |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                      | 現状  | 対応スケジュール   |  |  |  |        |        | 輸出可能性 | 担当大臣 |
|-----|--------|------------------------------|---|--|--|--|--|--------|--------|-------|------|
|     |        |                              |   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月    | 12月以降  |       |      |
| 197 |        | 新品種や農業技術等の知的財産の保護・活用         | <ul style="list-style-type: none"> <li>改正種苗法に基づき、登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった2,546品種を公表（2021年7月15日現在）</li> <li>海外での品種登録を支援し、これまで100品種以上が海外で品種登録済み。併せて、侵害対策への支援や侵害実態等の調査を実施</li> <li>日本のイニシアチブによりASEAN+日中韓の13カ国から成る「東アジア植物品種保護（EAPVP）フォーラム」を設立し、東アジア地域の連携による品種保護制度の整備を推進</li> <li>農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとは言いがたいことから、令和3年度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、海外における品種登録を支援するとともに、育成者権の侵害に関するケーススタディを実施し、より実効性のある侵害対策手法を検討</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、東アジア地域の品種保護制度整備に向け、EAPVPフォーラム年次会合（8月31日）を開催</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、EAPVPフォーラムで採択された各国の協力活動（品種登録の際の栽培試験に関する研修等）について支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、令和3年度「農業知的財産保護・活用支援事業」（補助事業）において、以下を実施</li> <li>有識者及び関係省庁を構成員とする検討会を立ち上げ、農業分野における技術・ノウハウ等の知的財産の保護方針について、不正競争防止法の営業秘密を保護する枠組みの活用を含めた保護対策の検討を行う</li> <li>検討会は年度内に3回程度開催予定（第1回は8月5日開催予定、第2回及び第3回は開催日未定）</li> <li>当該検討会での議論や国内外の先行事例調査等を踏まえて業固有の取引慣行・特性を踏まえた営業秘密の管理方法を整理したガイドラインを令和3年度内に作成し、生産現場への意識醸成及び対策強化を図る</li> </ul> | —      | 農林水産大臣 |       |      |
| 198 |        | 和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>和牛遺伝資源について、通知等により譲渡契約の締結を促進するとともに、家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の運用について「家畜遺伝資源に関するガイドライン」を公表（2020年3月）</li> <li>改正家畜改良増殖法の施行（2021年10月）を踏まえ、全国の家畜人工授精所における流通管理の確認等のための定期的な立入検査を実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、家畜遺伝資源に関するガイドラインの周知徹底、和牛遺伝資源の譲渡等の際に締結すべき契約のひな形の普及等による契約の促進や、家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精所の運営状況の報告に係る運用等について、ホームページ、パンフレットによる情報発信や地方農政局等担当者会議（年度内に2回開催予定）等を実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、令和3年度「和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業」（畜産業振興事業）において、以下の取組を推進</li> <li>家畜改良増殖法に基づく譲渡等記録簿の整備、保存や家畜人工授精所の毎年の運営状況の報告などの義務について家畜人工授精師等に対する研修会の開催（約20県）</li> <li>家畜人工授精用精液等の適正流通のための普及啓発</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省は、立入検査結果に基づき必要な指導等を実施</li> </ul>                               | —  | 農林水産大臣 |        |       |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                                   | 現状   | 対応スケジュール   |    |    |     |     |       | 輸出可能性                          | 担当大臣 |        |
|-----|--------|---|--|--|----|----|-----|-----|-------|--------------------------------|------|--------|
|     |        |   |  | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                |      |        |
| 199 |        | 日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定                   | ・我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」の令和3年度中の制定に向け、令和3年3月に「みそJAS」検討のためのプロジェクトチームを開催。  | 農水省は、「みそJAS」の検討主体である全国味噌工業協同組合連合会が令和3年11月末までにJAS原案を申出できるようサポート   |    |    |     |     |       | 農水省は、JAS調査会の対応等を実施し、令和3年度までに制定 | -    | 農林水産大臣 |
| 200 |        | 流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASをコメ、メロンなどで制定 | ・スマートフードチェーンの社会実装を進めるため、事業者へのインセンティブ付与や消費者への価値訴求を図るフードチェーン情報公表JAS（仮称）の策定についてコメ、メロンなどについて検討。  | 内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムの研究コンソーシアムにおいて、令和4年度末までスマートフードチェーンにおける実証試験を実施。本研究開発の社会実装の1つとして、メロンなどにおいてフードチェーン情報公表JAS（仮称）の策定を検討。   |    |    |     |     |       |                                | -    | 農林水産大臣 |
|     |        |   |  | スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムにおいて、海外調査や国際ワークショップを開催するとともに、ワーキンググループを設置し、米の分野におけるフードチェーン情報公表JAS（仮称）等のJAS規格を検討  |    |    |     |     |       |                                |      |        |
| 201 |        | 品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応                  | 令和3年3月に公表した輸出拡大に向けた技術的課題のうち、りんごやぶどうなどについて一部に対応する研究開発を開始し、研究コンソーシアム等において、キックオフミーティング等を開催。また、把握した輸出拡大に向けた技術的課題にかかる研究開発を検討。各地方で開催される「地域研究・普及連絡会議」について、輸出拡大に向けた技術的課題の収集に資するように、開催に向け調整中。 | 農水省は、令和2年度第3次補正予算「スマート農業技術の開発・実証プロジェクトのうち輸出促進のための新技術・新品種開発」において、令和3年度から令和5年度の3年間、16の研究課題を実施。そのうち4つの研究課題において、輸出拡大に向けた技術的課題に対応する研究開発を実施。   |    |    |     |     |       |                                | -    | 農林水産大臣 |
|     |        |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働生産性を向上させ、輸出に仕向けられる果実供給量を増加させるための、省力樹形に適した果樹品種・系統の選定と最適な栽培管理方法の開発（りんご・かんきつ）</li> <li>・春節に向けたシャインマスカット輸出のための、長期鮮度保存技術の開発（ぶどう）</li> <li>・輸出量を確保するためのサツマイモ基腐病抵抗性に優れた系統の開発（かんしょ）</li> <li>・国産大豆を使用した味噌・醤油等の輸出増加のための、国産大豆の生産基盤強化のための極多収品種の育成（味噌・醤油）</li> </ul> |    |    |     |     |       |                                |      |        |
|     |        |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、輸出関係の各種会議における輸出事業者等との意見交換を通じて、更なる技術的な課題の把握を実施</li> <li>・各地方で開催される「地域研究・普及連絡会議」にて、輸出拡大に向けた技術的課題の解決に向けた情報提供をするとともに、新たな技術的課題（現場ニーズ）を収集し、輸出拡大に向けた技術的課題について整理</li> </ul>   |    |    |     |     |       |                                |      |        |
|     |        |   |  | 農水省は、把握した輸出拡大に向けた技術的課題にかかる研究開発を検討  |    |    |     |     |       |                                |      |        |



| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項     | 現状  | 対応スケジュール                                     |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |
|-----|--------|-------------|---|--|----|----|-----|-----|-------|-------|--------|
|     |        |             |   | 7月   | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |        |
| 202 |        | 日本の食や食文化の発信 | コロナ収束後のインバウンドの回復に向け、魅力的な食体験コンテンツの造成及び情報発信を支援するとともに、インバウンドを輸出につなげる取組を強化。 | 農水省は、コロナ禍を踏まえた海外への情報発信（バーチャルトリップの実施等）        |    |    |     |     |       | —     | 農林水産大臣 |
|     |        |             |   | 農水省は、左記をはじめとして、インバウンドを輸出につなげる取組の強化に必要な支援策を検討 |    |    |     |     |       |       |        |
|     |        |             | 海外の消費者への日本の食品の調理方法等を発信。   | 農水省は、海外の消費者へ向けて日本産食材の魅力や調理方法等を記事や動画で発信       |    |    |     |     |       |       |        |
|     |        |             |   | 農水省は、日本産食材を使用した海外現地の家庭内需要拡大に必要な支援策を検討        |    |    |     |     |       |       |        |

(参 考)

(参考)

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣  |  |
|-----|--------|--|---|----------|----|----|-----|-----|-------|-------|---|--|
|     |        |  |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |   |  |
| 203 | インド    | 醤油の規格見直し   | 改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.2億円程度   |  |
| 204 | インドネシア | インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛生証明書の即日発行の体制整備                        | 2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。<br>2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 1.2億円程度   |  |
| 205 | インドネシア | インドネシア向け観賞魚（鯉及び金魚）輸出にかかる地方自治体の衛生証明書の発行                 | 2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報（連絡先等）を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。<br>2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 2.6億円程度   |  |
| 206 | インドネシア | 米の輸入許可手続きの停滞   | 2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャボニカ米の輸入許可が下りたことを確認した。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.3億円<br>（対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年0.25億円）                             |  |
| 207 | シンガポール | 原発事故に伴い、<br>・福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品に放射性物質検査報告書を要求等 | 2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） |  |
| 208 | シンガポール | 牛肉処理施設の認定が必要   | （株）にし阿波ビーフ<br>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.36億円程度<br>（事業者への聞き取り）   |  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                           | 現状   | 対応スケジュール          |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣 |
|-----|--------|-----------------------------------|--|-------------------|----|----|-----|-----|-------|---|------|
|     |        |                                   |  | 7月                | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |      |
| 209 | シンガポール | 豚肉処理施設の認定が必要                      | (株) いわちく (岩手県)<br><br>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。   | 対応済み              |    |    |     |     |       | 0.2億円程度   |      |
| 210 |        |                                   | (株) ミートランド (秋田県)<br><br>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。   | 対応済み              |    |    |     |     |       | 0.6億円程度<br>(No. 210、211、212の合計)                 |      |
| 211 |        |                                   | (株) 越谷食肉センター (埼玉県)<br><br>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。   | 対応済み              |    |    |     |     |       |   |      |
| 212 |        |                                   | 県北食肉センター協業組合 (埼玉県)<br><br>シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。   | 対応済み              |    |    |     |     |       |   |      |
| 213 | シンガポール | 豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要             | 2018年10月に現地調査を受け入れ、2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。<br>2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。<br>2019年5月31日、輸出要綱公表。                     | 対応済み              |    |    |     |     |       | 0.25億円程度  |      |
| 214 | シンガポール | 牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある | ・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。<br>・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。                             | 対応済み              |    |    |     |     |       | 2018年シンガポール向け輸出実績：<br>(牛肉) 15.8億円<br>(豚肉) 1.2億円 |      |
| 215 | シンガポール | 食肉加工品への外国産原料の使用                   | シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。<br>・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。<br>・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。<br>・2020年9月、要綱改正。 | 対応済み              |    |    |     |     |       | 1.8億円<br>(2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績)                  |      |
| 216 | シンガポール | 家きん肉の解禁協議                         | ・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。<br>・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。   | 対応済み<br>No. 12に移行 |    |    |     |     |       | 0.01億円程度  |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                  | 現状  | 対応スケジュール                        |    |    |     |     |       | 輸出可能性                                     | 担当大臣 |
|-----|--------|--------------------------|---|---------------------------------|----|----|-----|-----|-------|---|------|
|     |        |                          |   | 7月                              | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |      |
| 217 | シンガポール | 食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄する機会が多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。</li> <li>シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡</li> <li>厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。</li> </ul>   | 対応済み                            |    |    |     |     |       | 0.01億円程度                                  |      |
| 218 | シンガポール | 活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要    | 三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。   | 対応済み                            |    |    |     |     |       | 4件。0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）             |      |
| 219 |        |                          | 三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。   | 対応済み（シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応） |    |    |     |     |       |   |      |
| 220 | シンガポール | 水産物のピブリオ・フルビアリスに関する規制明確化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからピブリオ・フルビアリス（<i>Vibrio fluvialis</i>：下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌）が検出され、輸入差止めにつながった。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。</li> <li>シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。</li> </ul> | 対応済み                            |    |    |     |     |       | 1億円◇（冷凍カキの対シンガポール輸出額：2019年1億円、2018年0.5億円） |      |
| 221 | タイ     | EPAの原産地証明書の効率化・簡素化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>経産省は、生鮮品についての①申請時提出書類の統一化・簡素化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。</li> <li>日本商工会議所は、各地申請窓口へ改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。</li> </ul>   | 対応済み                            |    |    |     |     |       | —   |      |
| 222 | タイ     | 豚肉の解禁協議                  | 2019年7月23日に輸出検査条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。   | 対応済み                            |    |    |     |     |       | 0.01億円程度                                  |      |

| No  | 対象国・地域      | 対象となる事項                               | 現状  | 対応スケジュール           |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣 |
|-----|-------------|---------------------------------------|---|--------------------|----|----|-----|-----|-------|--|------|
|     |             |                                       |   | 7月                 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |      |
| 223 | タイ          | 豚肉処理施設のHACCP認定が必要                     | ・随時認定済み。  | 対応済み               |    |    |     |     |       | 0.01億円程度   |      |
| 224 | タイ          | 2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要 | 民間の食品安全マネジメント協会（JFSM）とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。  | 対応済み               |    |    |     |     |       | 3.3億円◇<br>（対タイ野菜・果物全体輸出額<br>（2018年：12.8億円、2017年：8.9億円）から推計）  |      |
| 225 | タイ          | かんきつ類の条件変更（査察制への移行）                   | 2020年5月17日付けで、条件変更（日本産かんきつ類の査察制への移行）が実現。  | 対応済み<br>No. 131に移行 |    |    |     |     |       | 0.26億円<br>（対タイ輸出額：<br>2018年0.31億円、<br>2017年0.17億円）   |      |
| 226 | タイ          | パラコートやクロルピリホスの規制強化                    | 2019年10月、タイ国家危険物委員会（NHSC）がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。<br>2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から①Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び②不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、①国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、②は公表された。<br>国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施する。 | 対応済み               |    |    |     |     |       | —  |      |
| 227 | タイ等         | 各国ごとに定められた禁止成分                        | 牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。   | 対応済み               |    |    |     |     |       | —  |      |
| 228 | タイ<br>フィリピン | 加工食品の輸出は商品登録が必要                       | タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。  | 対応済み               |    |    |     |     |       | タイ：0.7億円◇<br>フィリピン：0.4億円◇<br>（加工食品の対タイ輸出額：2019年71.5億円、2018年67.2億円、対フィリピン輸出額：2019年41.7億円、2018年35.3億円） |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |  |
|-----|--------|--|---|----------|----|----|-----|-----|-------|-------|--|--|
|     |        |  |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |  |  |
| 229 | 台湾     | 牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定<br><br>施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。 | ・2018年12月に台湾による現地調査を実施。<br>・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 台湾向け輸出施設数の維持・拡大（台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）                           |  |
| 230 | 台湾     | 牛乳、乳製品は衛生証明書が必要  | 原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。<br>＜事業者の要望＞<br>毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。<br><br>・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 36億円程度 <sup>◇</sup>  |  |
| 231 | 台湾     | 牛肉の施設認定権限が台湾側にある。<br><br>（日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。）       | 厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。<br><br>・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。<br>・2019年7月に台湾側より、施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡があった。<br>・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し发出。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 41億円 <sup>◇</sup><br>（対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円）              |  |
| 232 | 台湾     | 既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要  | ・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。<br>・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。<br>・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。<br>・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 台湾向け認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額）1.4億円 <sup>◇</sup> |  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項  | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣 |
|-----|--------|--|--|----------|----|----|-----|-----|-------|--|------|
|     |        |  |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |      |
| 233 | 中国     | 食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査  | <p>・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質（カドミウム、無機ヒ素）の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。</p> <p>・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めるとした。</p> | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2億円程度<br>(2019年実績：<br>1.7億円、2018年<br>実績：0.8億円) |      |
| 234 | 中国     | 水産物の輸出には中国政府による施設登録が必要   | <p>厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。</p> <p>2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 認定取得後1年目で0.1億円程度                               |      |
| 235 | 中国     | 水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要  | <p>最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。</p> <p>2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。</p>   | 対応済み     |    |    |     |     |       | (輸出の前提となる衛生条件)                                 |      |
| 236 | 中国     | イヌマキの輸出再開<br>(中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止) | <p>日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。</p> <p>2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。</p> <p>2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。</p> <p>2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。</p>  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 50億円   |      |



| No  | 対象国・地域         | 対象となる事項   | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     | 輸出可能性 | 担当大臣   |       |
|-----|----------------|---|---|----------|----|----|-----|-----|-------|--|-------|
|     |                |   |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |       |  | 12月以降 |
| 237 | 中国             | 輸入包装済み食品ラベルへの規制強化   | 輸入包装済み食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報(Addendum)では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |  |       |
| 238 | ベトナム           | 羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。 | 東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中旬に窓口設置。<br><br>窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |  |       |
| 239 | ベトナム           | りんごの条件変更  | 2019年12月15日付けで条件変更が実現。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 1.1億円<br>(対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円)                    |       |
| 240 | ベトナム<br>(各国共通) | 加工食品は自由販売証明書が必要   | 厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行される。<br><br>2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管される。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 150億円程度 <sup>◇</sup><br>(2018年輸出額：103億円、2017年輸出額：69億円)       |       |
| 241 | ベトナム           | 輸出先国における商品登録手続早期化の支援  | 輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 0.9億円 <sup>◇</sup><br>(加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円) |       |
| 242 | 香港             | 30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要  | 2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能の回答が得られた。<br>9月27日 要綱改正済み(厚労省)   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 4億円 <sup>◇</sup><br>(2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割)                 |       |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項             | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣                                     |  |
|-----|--------|---------------------|---|----------|----|----|-----|-----|-------|-------|--|--|
|     |        |                     |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |  |  |
| 243 | 香港     | 牛乳、乳製品は衛生証明書が必要     | 原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。<br>＜事業者の要望＞<br>毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。<br><br>・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を发出。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 40億円程度 <sup>◇</sup>                      |  |
| 244 | 香港     | 香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認 | ・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。<br>・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を发出。<br>・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。                                     | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | —  |  |
| 245 | 香港     | 卵製品加工施設の認定が必要       | 農事組合法人香川ランチ（宮崎県）<br><br>都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 2025年12月期：<br>0.81億円                     |  |
| 246 | マカオ    | 30か月齢以上の牛肉の輸出不可     | 2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.7億円程度                                  |  |
| 247 | 豪州     | いちごの輸出解禁            | 2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.06億円                                   |  |
| 248 | 米国     | 牛肉処理施設の認定が必要        | （株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場（北海道）<br><br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 16.5億円程度<br>（No. 248、249、250、251、252の合計） |  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項        | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性                             | 担当大臣 |
|-----|--------|----------------|--|----------|----|----|-----|-----|-------|-----------------------------------|------|
|     |        |                |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                   |      |
| 249 | 米国     | 牛肉処理施設の認定が必要   | (株)栃木県畜産公社(栃木県)<br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。    | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                   |      |
| 250 |        |                | 京都市中央卸売市場第二市場(京都府)<br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                   |      |
| 251 |        |                | 和牛マスター食肉センター(兵庫県)<br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                   |      |
| 252 |        |                | (株)ミヤテク都農工場(宮崎県)<br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                   |      |
| 253 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要 | 広瀬水産(株)(北海道)<br>登録認定機関は2020年10月に認定。                    | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年2月期：<br>2.99億円               |      |
| 254 |        |                | (株)大豊(青森県)<br>登録認定機関は2020年11月に認定。                      | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年10月期：<br>1.41億円              |      |
| 255 |        |                | (株)丸石沼田商店(青森県)<br>登録認定機関は2021年7月に認定。                   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年6月期：<br>0.09億円               |      |
| 256 |        |                | サンコー食品(株)(岩手県)<br>登録認定機関は2021年2月に認定。                   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年9月期：<br>1.38億円               |      |
| 257 |        |                | (株)津久勝(茨城県)<br>登録認定機関は2020年12月に品目追加。                   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>2.05億円<br>(認定取得予定品目) |      |
| 258 |        |                | (株)三崎恵水産(神奈川県)<br>登録認定機関は2020年9月に認定。                   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2023年度：<br>1.48億円                 |      |
| 259 |        |                | (株)トライツナプロダクト吉田工場(静岡県)<br>厚労省は2020年9月に認定。              | 対応済み     |    |    |     |     |       | —                                 |      |
| 260 |        |                | 大阪府鰯巾着網漁業協同組合(大阪府)<br>登録認定機関は2020年12月に認定。              | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2022年3月期：<br>0.09億円               |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項        | 現状   | 対応スケジュール                                       |      |    |     |     |       | 輸出可能性  | 担当大臣  |
|-----|--------|----------------|--|--|------|----|-----|-----|-------|--|---|
|     |        |                |  | 7月   | 8月   | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |  |   |
| 261 | 米国     | 水産食品加工施設の認定が必要 | (株)愛媛海産(愛媛県)<br>登録認定機関は2021年3月に認定。   | 対応済み   |      |    |     |     |       | 2025年8月期：<br>0.2億円<br>(全輸出予定額)                     |   |
| 262 |        |                | (株)高知道水(高知県)<br>登録認定機関は2020年12月に認定。  | 対応済み   |      |    |     |     |       | 2024年6月期：<br>5.53億円                                |   |
| 263 |        |                | (株)スイケンフーズ(佐賀県)<br>厚労省は2021年3月に認定。   | 対応済み   |      |    |     |     |       | 1.2億円目標<br>(2023年度)                                |   |
| 264 |        |                | (有)山吉國澤百馬商店(鹿児島県)<br>登録認定機関は2020年9月に認定。  | 対応済み   |      |    |     |     |       | 2025年3月期：<br>0.18億円                                |   |
| 265 |        |                | 的場水産(株)(鹿児島県)<br>厚労省は2020年10月に認定。  | 対応済み   |      |    |     |     |       | 認定取得後1年目<br>で0.1億円程度                               |   |
| 266 |        |                | (株)八起屋(鹿児島県)<br>登録認定機関は2021年2月に認定。   | 対応済み   |      |    |     |     |       | 2020年12月期～<br>2021年2月期：<br>0.04億円                  |   |
| 267 | 米国     |                | うんしゅうみかんの条件変更  | 2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止。 | 対応済み |    |     |     |       |  | 0.03億円<br>(対米輸出額：<br>2018年0.02億円、<br>2017年0.05億円) |
| 268 | 米国     | なしの条件変更        | 2020年4月16日付けで条件変更(輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃)が実現。  | 対応済み   |      |    |     |     |       | 0.01億円<br>(対米輸出額：<br>2018年0.12億円、<br>2017年0.13億円)  |   |
| 269 | 米国     | 蒸留酒の容量規制の緩和    | 米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外(例：四合瓶、一升瓶)のままでは輸出できない。2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。   | 対応済み   |      |    |     |     |       | 2.5億円程度<br><br>(蒸留酒の対米輸出額：2020年81.7億円、2019年79.3億円) |   |
| 270 | 米国     | 酒類のラベル承認手続     | 米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称(清酒、焼酎等)、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化しよう実施中の努力を継続することとなっていた。<br>米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた(例 審査に係る平均日数 2016年：91日⇒2020年：31日)。 | 対応済み   |      |    |     |     |       | 3.6億円程度<br>(対米輸出額：<br>2020年138.4億円、2019年156.6億円)   |   |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項              | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣  |  |
|-----|--------|----------------------|---|----------|----|----|-----|-----|-------|-------|---|--|
|     |        |                      |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |   |  |
| 271 | カナダ    | 小麦粉含有食品にかかる規制        | カナダ政府（保健省及び食品検査庁）は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレルウ及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.2億円程度                                       |  |
| 272 | カナダ    | 金魚の輸出解禁              | 2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.01億円  |  |
| 273 | ブラジル   | 相手先国の通関の迅速化          | 通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.4億円◇<br>（加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円） |  |
| 274 | ペルー    | サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要 | ・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。<br>・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 1.8億円◇<br>（水産物の対ペルー輸出額：2019年0.6億円、2018年2億円）   |  |
| 275 | EU     | 牛肉処理施設の認定が必要         | (株)北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター（第3工場）<br>厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.04億円程度<br>（事業者への聞き取り）                       |  |
| 276 |        |                      | (株)栃木県畜産公社（栃木県）<br>厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 19.5億円程度<br>（No. 276、277、278、279、280の合計）      |  |
| 277 |        |                      | 京都市中央卸売市場第二市場（京都府）<br>厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       |   |  |
| 278 |        |                      | 和牛マスター食肉センター（兵庫県）<br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       |   |  |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                 | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性                              | 担当大臣 |
|-----|--------|-------------------------|--|----------|----|----|-----|-----|-------|------------------------------------|------|
|     |        |                         |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                    |      |
| 279 | EU     | 牛肉処理施設の認定が必要            | (株) ミヤチク都農工場 (宮崎県)<br><br>5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。                  | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                    |      |
| 280 |        |                         | (株) ナンチク (鹿児島県)<br><br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。                            | 対応済み     |    |    |     |     |       |                                    |      |
| 281 | EU     | 液卵製造施設の認定が必要            | (株) 籠谷 (兵庫県)<br><br>厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。                                      | 対応済み     |    |    |     |     |       | 0.01億円程度                           |      |
| 282 | EU     | 山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要 | 山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了(2019年12月)。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。 | 対応済み     |    |    |     |     |       | 0.02億円<br>(輸出の前提となる衛生条件)           |      |
| 283 | EU     | 水産食品加工施設の認定が必要          | 紋別漁業協同組合 (北海道)<br>農水省は2020年12月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2026年3月 :<br>3.3億円<br>(認定取得予定品目)   |      |
| 284 |        |                         | マルカイチ水産 (株) (北海道)<br>都道府県は2021年4月に変更承認。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年2月期 :<br>7.26億円               |      |
| 285 |        |                         | 極洋水産 (株) (静岡県)<br>農水省は2020年11月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2031年3月期 :<br>1.07億円<br>(認定取得予定品目) |      |
| 286 |        |                         | 大坪水産 (株) (静岡県)<br>農水省は2021年3月に認定。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2025年3月期 :<br>0.78億円<br>(認定取得予定品目) |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項                | 現状  | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性                          | 担当大臣 |
|-----|--------|------------------------|---|----------|----|----|-----|-----|-------|--------------------------------|------|
|     |        |                        |   | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |                                |      |
| 287 | EU     | 水産食品加工施設に認定が必要         | (株) トライツナプロダクト吉田工場 (静岡県)<br>厚労省は2020年9月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 288 |        |                        | 丸啓鯉節 (株) (静岡県)<br>農水省は2021年5月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 289 |        |                        | 山福水産 (株) (静岡県)<br>農水省は2021年5月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 290 |        |                        | ファームチョイス (株) (熊本県)<br>厚労省は2021年5月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 認定取得後5年で<br>1.25億円程度           |      |
| 291 |        |                        | (株) 枕崎冷凍食品 (鹿児島県)<br>農水省は2021年7月に認定。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 292 | EU     | 水産食品保管施設の認定が必要         | トライ産業 (株) 吉田工場 (静岡県)<br>厚労省は2020年9月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 293 | EU     | 産地魚市場の認定支援             | 塩竈市魚市場 (宮城県)<br>農水省は2021年2月に認定。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -                              |      |
| 294 | EU     | ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要 | EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定されている。<br><br>北海道 (根室海峡 (野付) 海域) 及び青森県 (陸奥湾西部海域) を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。<br><br>北海道 (根室海峡 (野付) 海域) は2020年12月28日、青森県 (陸奥湾西部海域) は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。 | 対応済み     |    |    |     |     |       | 2.9億円程度 (対EU輸出金額 (2018年) から推計) |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項   | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣   |  |
|-----|--------|---|--|----------|----|----|-----|-----|-------|-------|--|--|
|     |        |   |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |  |  |
| 295 | EU     | 卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済）<br><br>鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済）<br><br>卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済） | 訪欧し、今後の段取りを協議。<br>2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。<br>2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。<br>2019年10月18日、輸出要綱公表。<br><br>国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記した。<br><br>EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。 | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | （卵・卵製品）<br>0.02億円程度（乳・乳製品）<br>0.1億円程度（再掲）<br>なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最短で2021年4月以降）。 |  |
| 296 | EU     | 生鮮家きん肉の解禁協議   | 訪欧し、今後の段取りを協議。<br>2018年7月に動物衛生の評価が終了。<br>2019年11月11日に第三国リスト掲載。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.01億円程度   |  |
| 297 | EU     | シソがEU域内での流通に認可が必要な新規食品（Novel Food）に該当する場合、認可手続きが必要                              | シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | —  |  |
| 298 | EU     | 黒松盆栽の輸出解禁   | 2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。  | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.15億円   |  |
| 299 | 英国     | 蒸留酒の容量規制  | 日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制（単式蒸留焼酎について四合瓶及びび一升瓶の輸出が可能）について、英国のEU離脱の移行期間終了後（2020年末）においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結し、2021年1月1日の発効に至った。   | 対応済み     |    |    |     |     |       |       | 0.03億円程度<br><br>（焼酎の対英国輸出額：2020年0.01億円、2019年0.05億円）  |  |



| No  | 対象国・地域  | 対象となる事項   | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣 |
|-----|---------|---|--|----------|----|----|-----|-----|-------|---|------|
|     |         |   |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |      |
| 300 | 英国      | ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）  | 日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制（醸造方法及び自己証明）について、英国のEU離脱の移行期間終了後（2020年末）においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定（EPA）を締結し、2021年1月1日の発効に至った。 | 対応済み     |    |    |     |     |       | 0.01億円程度<br>（ワインの対英国輸出額：2020年0.06億円、2019年0.09億円）                          |      |
| 301 | UAE     | 原発事故に伴い、<br>・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等                     | 2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） |      |
| 302 | イスラエル   | 原発事故に伴い、<br>・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等 | 2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） |      |
| 303 | サウジアラビア | 牛肉の輸出解禁協議   | ・2019年10月現地調査受入。<br>・2019年11月証明書様式提示。<br>・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。<br>・2020年3月輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 0.9億円程度   |      |
| 304 | レバノン    | 原発事故に伴い、<br>・全ての都道府県の全ての食品等を対象に検査報告書を要求                     | 2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | 486億円（※）の内数<br>（※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額） |      |

| No  | 対象国・地域              | 対象となる事項   | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     | 輸出可能性  | 担当大臣 |
|-----|---------------------|---|--|----------|----|----|-----|-----|--|------|
|     |                     |   |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 |  |      |
| 305 | エジプト                | 原発事故に伴い、<br>・一部の都道府県の水産物を対象に検査証明書を要求等   | 2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。  | 対応済み     |    |    |     |     | 486億円(※)の内数<br>(※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)              |      |
| 306 | モロッコ                | 原発事故に伴い、<br>・一部の都道府県の全ての食品を対象に検査証明書を要求等   | 2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃した。   | 対応済み     |    |    |     |     | 486億円(※)の内数<br>(※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)              |      |
| 307 | 全輸出先国・地域            | 食肉の包材(ダンボール)への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。 | 厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。   | 対応済み     |    |    |     |     | 45億円程度◇<br>(牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円、2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計)  |      |
| 308 | 米国<br>EU<br>香港<br>等 | 牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体が必要   | ・要綱(輸出先国の法令)に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。<br>・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。 | 対応済み     |    |    |     |     | 認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額(H30の輸出施設1施設当たりの輸出額)<br>対米国：3.3億円◇<br>対EU：3.9億円◇<br>対香港：4.1億円◇ |      |

| No  | 対象国・地域   | 対象となる事項  | 現状   | 対応スケジュール           |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣  |  |
|-----|--|--|--|--------------------|----|----|-----|-----|-------|-------|---|--|
|     |  |  |  | 7月                 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |   |  |
| 309 |  | 輸出相手国の要件に対応するための技術支援                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。</li> <li>輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。</li> <li>・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成し、関係事業者と共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。</li> </ul> | 対応済み               |    |    |     |     |       |       | 55億円 <sup>◇</sup><br>(牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円) |  |
| 310 | 牛肉輸出可能国・地域   | 牛肉のスライスされた状態での輸出<br>(取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態では輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</li> <li>・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。</li> </ul>                   | 対応済み               |    |    |     |     |       |       | 29億円程度<br>(事業者への聞き取り)<br>(No. 72、310の合計)                                    |  |
| 311 | 豚肉輸出可能国・地域   | 豚肉のスライスされた状態での輸出<br>(取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナによる内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態では輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。</li> <li>・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認(2021年3月時点)。</li> </ul>                     | 対応済み               |    |    |     |     |       |       | 1億円程度(事業者への聞き取り)<br>(No. 73、311の合計)   |  |
| 312 | 台湾<br>韓国<br>中国<br>シンガポール<br>マレーシア<br>ベトナム<br>インド<br>メキシコ<br>NZ、EU等 | 水産物輸出の際には衛生証明書が必要                              | <p>厚労省、農水省、都道府県等(保健所を含む)、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。<br/>申請は平日受付で約1～2日で発行される。</p> <p>厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。</p>   | 対応済み<br>No. 150に移行 |    |    |     |     |       |       | 1.302億円 <sup>◇</sup><br>(代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円)          |  |

| No  | 対象国・地域  | 対象となる事項                                 | 現状   | 対応スケジュール |    |    |     |     |       | 輸出可能性   | 担当大臣 |
|-----|---|---|--|----------|----|----|-----|-----|-------|---|------|
|     |   |   |  | 7月       | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |   |      |
| 313 | シンガポール<br>EU  | 鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。            | ・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。<br>・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。 | 対応済み     |    |    |     |     |       | シンガポール<br>0.01億円程度<br>EU<br>0.01億円程度  |      |
| 314 | 香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。 | 牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。 | 厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | (H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例)<br>対米国：3.3億円<br>対EU：3.9億円<br>対香港：4.1億円<br>対シンガポール：1.2億円<br>対台湾：1.4億円 |      |
| 315 |   | 国と県の見解の相違                               | シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。<br><br>2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を发出。   | 対応済み     |    |    |     |     |       | -   |      |
| 316 |   | 水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和               | EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。<br>指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。  | 対応済み     |    |    |     |     |       | -   |      |

| No  | 対象国・地域 | 対象となる事項              | 現状  | 対応スケジュール              |    |    |     |     |       | 輸出可能性 | 担当大臣 |
|-----|--------|----------------------|---|-----------------------|----|----|-----|-----|-------|-------|------|
|     |        |                      |   | 7月                    | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月以降 |       |      |
| 317 |        | 輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化 | シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。<br><br>例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞   | 対応済み<br><br>No. 35に移行 |    |    |     |     |       | —     |      |
| 318 |        | 地理的表示等も有効とする運用改善     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省及び農水省は、地理的表示（GI）保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。</li> <li>・GI登録されている製品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな産品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続を簡素化。</li> <li>・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな産品の一覧をHPで公表。</li> <li>・経産省は、2021年3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。</li> <li>・日本商工会議所は、各地申請窓口の本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。</li> </ul> | 対応済み                  |    |    |     |     |       | —     |      |